



ドイツにおける持続的な農畜産業の 推進体制に関する調査報告書

平成19年12月

(財) 農 林 水 産 奨 励 会
農林水産政策情報センター

はじめに

日本においては、経済的、社会的、そして地理的に条件が不利な地域の農業に対し、財政上の理由等から行政の目が行き届かなくなって、維持できなくなる地域が増加することが懸念されているが、ヨーロッパの国々では、都市住民の理解もあって、こうした地域でも維持ないし発展しているものが少なくない。

また、農業や農村についての非農家都市住民の理解を深めることは、日本の農業行政にとって常に課題とされてきたところであるが、諸外国では、都市住民、特に子供や、子供に正しい農業の姿を教える立場にある教師に対して、理解醸成を図るための様々な試みを積極的に行っている事例が多く見受けられる。

このため、このような先進事例に学び、畜産を含むわが国の農業行政分野がかかえている上記のような課題の解決に資するため、ドイツを調査することとし、平成 19 年 9 月 12 日から 21 日まで、ドイツを訪問して調査を行った。

この冊子は、その結果をとりまとめたものである。

多忙な中にもかかわらず、私の調査に快く応じてくれたドイツ連邦・食料農業消費者保護省（Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz ; BMELV）、バイエルン州農林省及び財団法人 Information.medien.agrar e.V (i.m.a.)の担当の方々、ならびに一方ならぬご協力、ご支援をいただいた在ドイツ日本国大使館三上卓矢一等書記官、通訳をしていただいた是沢正明氏、佐々木洋子さん、井上英己氏に対し、この紙面を借りて、心から感謝申し上げる次第である。

農林水産政策情報センター

伊藤威彦

目 次

はじめに

冒頭要約	1
第 1 章 調査の目的と調査対象	7
1 19 年度調査の趣旨	7
2 ドイツ調査の目的	8
3 調査日程及び調査対象	9
第 2 章 条件不利地域の農業振興	11
第 1 節 連邦・食料農業消費者保護省の条件不利地域農業振興策	11
1 条件不利地域の農業振興策の概要	11
2 一問一答	17
第 2 節 バイエルン州政府の条件不利地域振興政策	21
1 バイエルン州の条件不利地域の状況とその振興策	21
2 一問一答	30
第 3 章 2007 連邦コンテスト「我々の村には未来がある」	35
第 1 節 連邦コンテストの概要	35
1 コンテストの発端	35
2 コンテストの内容	36
3 2007 年コンテストの最終結果	36
第 2 節 連邦・食料農業消費者保護省の取組み	38
第 3 節 バイエルン州政府の取組み	41
1 バイエルン州の参加	41
2 一問一答	42

第4章 子供に対する農業理解の醸成	47
第1節 バイエルン州における子供達の農業への理解醸成	47
1 子供たちの農業への理解を深める事業	47
2 農家の主婦として得られる資格（家政士）	54
参考1 バイエルン州農林局	57
参考2 農家のマイスター資格	59
参考3 バイエルン州における農業への都市住民の受け止め方	61
第2節 学びの場としての農場 — 財団法人 i.m.a 調査結果 —	62
1 i.m.a について	62
2 一般国民の農業の受け止め方アンケート	65
3 質問に対する i.m.a からの回答	67
4 一問一答	70

冒頭要約

1 調査のねらい

日本においては、経済的、社会的、そして地理的に条件が不利な地域の農業に対し、財政上の理由等から行政の目が行き届かなくなっていて、維持できなくなる地域が増加することが懸念されているが、ヨーロッパの国々では、都市住民の理解もあって、こうした地域でも維持ないし発展しているものが少なくない。

また、農業や農村についての理解を深めることは、日本の農業行政にとって常に課題とされてきたところであるが、諸外国では、都市住民、特に子供や、子供に正しい農業の姿を教える立場にある教師に対して、様々な試みを積極的に行っている事例が多く見られる。

このため、ドイツにおいて、条件不利地域の農業政策や、地域の活性化を促す「連邦コンテスト・我々の村には未来がある（Unser Dorf hat Zukunft）」の実施状況、さらには、農業への理解を醸成するための消費者、教師、子供に対する働きかけの状況を調査し、わが国の条件不利地域の維持発展のための方策や、日本の農業に対する理解醸成策の構築に資することとした。

2 ドイツの条件不利地域

(1) EU事務局には、ヨーロッパの条件不利地域のリストがあつて、どこが条件不利地域であるか自治体レベルで把握し、そうした地域に対して支援している。ドイツでは、国土の約 55%が条件不利な地域として明記されている。

(2) ドイツの条件不利地域が抱えている問題として、次の 3 点がある。

- ① 農業の担い手の 3 分の 1 に後継者がいない。
- ② 旧東ドイツの地域では、大規模農業が有限会社や社団法人の形をとって営まれているが、この大規模農業企業体のマネージャーの後継者がいない。
- ③ 条件不利地域において、例えば鉄道網や郵便局などを廃止するといった問題が起きており、地域の基礎的なインフラを維持していくことが非常に大変になっている。

(3) 条件不利地域への支援にあたっては、ドイツではEUの農業改革の方向に沿って実施していこうとしている。すなわち従来のドイツの支援システムは農作物の生産量に対しての支援であったが、現在の支援の方向は、農業に対する直接の助成金支援ではなく、エリアに対しての支援という形に移行しようとしている。

(4) 農村地域というエリアへの支援にあたっては、次のように考えられている。

- ① 農村開発、農村振興のプログラムを続けてきた経験から、小さいレベルで行う事業は、実施当初はよくても、中長期的には、過疎問題といったような大きな問題の解決にはつながらない。
- ② 農村地域全体に対する支援という形になると、農業だけではなく、農村地域にあって地域の維持に貢献している他の職業等もその対象とするべきである。
- ③ 支援は、地域の振興に住民が一体となって取り組む意欲あるプロジェクトに対して行うべきである。

3 バイエルン州政府の条件不利地域振興政策

(1) バイエルン州の州土全体のうち約 60%が条件不利地域に指定されている。全体的に土壌の質が悪いという区分に当たるところが多い。

北部は、土壌の質が悪く、ここで耕作をした場合には、収穫量が平均を下回る。特に山岳地帯は、非常に条件が悪い。

北東部は、中規模の山岳地帯で、地理的に山なので条件が悪いところである。「バイエルンの森 (Bayerischer Wald)」地域と呼ばれており、過疎化問題が深刻になっている。

南の方は、空港があって非常に便利なことや、就職口がその地区に集中しているので、他の地区から仕事を探して集まってくる。北部とは、格差が生じてきている。

なお、バイエルン州では、種類の違う条件不利地域が指定されており、南部の方では標高と傾斜だけが純粋に基準になっているが、北部では、人口密度や農業比較指数 (Landwirtschaftliche Vergleichszahl ; LVZ) など基準になっている。

(注) LVZ は、天然の土壌の状況から収穫量がどのぐらい期待できるかという土壌の質を示す比較指数

(2) 農家の経営規模は、北の方は、農業以外に雇用口や収入源を得ることができなかったため、生計を農業だけで立てなければならず、農業・農家が合理化を余儀なくされ、それが進んで規模が大きくなってきている。南の方の昔ながらの小さい農業の倍ぐらいの規模に変わってきている。

それに対して南の方は、兼業農家として、ほかにいろいろな職、雇用口を見つける可能性があるし、またバイエルン州の農業政策が、昔ながらの小さい規模の農業構造を維持していくことにあるので、それに基づいて農業と関連したさまざまな副収入の可能性がたくさん用意されている。したがって、合理化して規模を大きくする必要はない。

(3) 条件が不利な地域には、面積当たりの補助金を支給することによって、最終的に農家が得る収入が、条件が不利でない地区とほぼ同じレベルになるように補償されている (補償支払い ; Ausgleichszahlung)。

支援には、次のように、いろいろな形、いろいろなレベルのものがある。

① 面積当たりの補助金（プレミアム）

農業に対して、耕作面積当たりいくらという支援で、LVZ 指数を基に、州平均の LVZ 指数よりも低い場合には、条件不利の程度によって、面積当たりいくらという補助金が支払われている。

② 粗放栽培による作物に対する支援

通常の耕作地において粗放栽培を行っている場合には、環境面の見地から補助金が支給されている。例えば穀物では、冬小麦やポリティカーレという種類の小麦が指定されている

③ 耕作地景観プログラム（Kulturlandschaftsprogramms ; KULAP）

条件が不利な部分を補償する補償支払いとは別に、いわゆる農業観光施策と呼ばれているもので、これは、農耕景観を維持するためにある意味での余分な作業をしてもらうことについての補償に当たるものである。農業の環境ということで、粗放型の営農を援助しようというプログラムである

（４）北部においては、周辺の状況は比較的悪いものの、それほど離れていないところに都市があって、そこには雇用があるので、地元にもし仕事がなくとも、このぐらいの距離であれば、通勤が可能である。

このため、その地区の道路網の整備が図られ、今でも条件不利地域ではあるが、そういった努力によって、以前に比べて過疎化の進行はかなり緩和し、明らかに分かるほど過疎化のスピードを抑えることに成功している。

交通路の整備と条件不利地域の過疎化問題の緩和との間には、相関関係がある。

（５）では、条件不利地域内部の雇用状況はどうかというと、そこは悪化している。しかしそういった地区においても、まだ農業があるので、外での雇用口がなくとも、自分の家庭の中で働くことができるわけである。そういった意味で農業は、地区にある程度の安定化をもたらす要素となっている。また農産物があるということは、それに関連した食料品の産業があるということで、全体の状況にある程度安定化させる役割を果たしている。そのような観点からいうと、行政サイドにとっても、農業、農地があるということ、それに関連した産業があるということは、非常に重要なことである。

（６）バイエルン州の人たちは、ドイツ北部の大規模農場には非常に悪い印象を持っているが、バイエルン州の農家に対しては、規模の小さい家族経営の昔ながらのものだという意識があって、農業を支援することについての抵抗はほとんどない。

これは、歴史的な背景の中で、だんだんと育ってきた意識である。特に第二次大戦中や大戦後の食糧難のとき、やはり農業がなければ国が成り立っていかないという意識が

国民の中にしっかり植え付けられ、食料の自給、ある程度の自立性が大事であるということが基本的に国民の頭の中に入っている。

その一方で農村部は、基本的に犯罪率が低く、都市部との共同の社会的なバランスがうまくとれており、また都市に住んでいる人のレジャーや余暇を過ごすさまざまな可能性が農村部に用意されている、ということで、都市の住民たちに、農村部が近くにあることによって、自分達にとっても非常に有利な点がたくさんあることもしっかり意識されている。したがって、都市の住民の間に、農業への資金投入をしないで、ほかに投入するべきだ、というような考えはない。

(7) 最近ドイツで行った調査で、いろいろな職種の社会的な位置付け、評価はどういうものか、というものがあるが、調査の結果では、農家は、医師、弁護士に次いで第3位に入っている。ドイツ国民の社会的な意識の中で、農業を営む人のステイタスは、下の方ではなくて、非常に高い位置にある。

(8) バイエルン州においても、いろいろな支援をしているにもかかわらず、地域的には過疎化が抑えられないところもある。これを完ぺきにストップするのは、特に北部の方では無理である。現在用意されている政治的な枠組みの中で、政策として可能な範囲の中では、もうこれ以上のことはできない。

しかし、補償支払いとはまた別の枠組みで、全く新しい過疎化等を阻止するための政策が今後生じてこないとは限らない。例えばそれは、純粋に農業の助成政策ということではなく、学校や幼稚園などの将来の住民である子供に対するインフラの維持・整備といったような、農村部全体に幅広く適用されるものである可能性が高い。こうした対策を充実させないと、過疎化は食い止められないのではないだろうか。

4 2007年連邦コンテスト「我々の村には未来がある」

(1) 2007年連邦コンテスト「我々の村には未来がある (Unser Dorf hat Zukunft)」は、農村の将来的展望を改善し、農村生活の質を向上させることを目的とし、村をあげてそうした事業を行う村を表彰するもので、連邦・食料農業消費者保護省 (Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz ; BMELV) が主催して3年ごとに開催される。今回は、第22回目である。

(2) 大会は、郡、県、州、連邦レベルの4段階で実施され、13州から3,925村が参加した。34の村が郡大会、県大会、州大会を勝ち抜き、BMELVが実施する連邦コンテストへの参加資格を得た。2007年9月5日、連邦コンテストにおける8個の金、16個の銀、10個の銅の村が発表された。連邦レベル大会で金メダルを獲得した村は、「ゴールド・ビレッジ」と名乗ることができる。

(3) このコンテストの目的は、農村の美観だけでなく、将来的展望を改善するために、農村における生活水準の質の向上を目指して、村がどのように独自の出発条件や文化的伝統を取り上げ、成果を挙げたか、について広範囲に評価することにある。

(4) このコンテストを開催する意義は、村の住民の意欲をまとめるきっかけとなることにある。審査員達が、村の人達がみな一緒になってやっているという熱気を感じないと点が高くないので、村全体が一緒になっていなければならない。逆にこの活動に携わると住民の志気は高まり、協力的になり、村の将来への責任を持つようになってくる。

(5) 住民達がこのコンテストへの参加意欲が高いのは、社会的な価値付けが高いからである。このコンテストのゴールドメダルになったということは、オリンピックで金メダルをとったような価値付けをされており、表彰式は、通常は国賓しか入れない宮殿で行われ、マスコミも全国的に報道するところから、村の知名度が上がり、ドイツ全土に誇れる村となる。

5 学びの場としての農場

(1) ドイツにおいては、農業に対する一般の理解や、子供たちに対する啓蒙といった業務は、連邦や州の機関ではなく、農業団体が担当している。

そうした農業団体の一つである財団法人・情報・メディア・農業」(i.m.a)では、絵本や教科書の中の農業しか知らない子供たちや青少年たちに、農業や農家を実際に体験し理解してもらう機会を与えることを支援することを目的の一つにしている。

その場合に重要なのは、単に子供たちが目で見たり、耳で聞いたりするだけではなく、実際に触ってみる、農場のにおいを鼻でかいでみるということで、特に家畜などに触ってもらうことを重点にしている。4歳位の幼稚園のときから始まって、中心は6～10歳位の子供達である。

(2) 農場での滞在時間は様々で、2時間から12日間、大部分は、半日訪問(2時間から4時間)である。最近は宿泊可能な農場も増えてきている。i.m.a.会員を通して2000箇所ほどの農場が開放されているが、これらの農場には年間約50万人の生徒が訪れている。

(3) 「学びの場としての農場」が子供たちに与えているインパクトは、次のようなものである。

- ① 幼稚園児については、何かを学ぶということではなく、単に農家に行って非常に良い、ポジティブな経験をしてもらうことがまず第一義的な目的である。したがって、普段の生活ではできないこと、例えば、子牛に触ったり、アヒルを檻に入れたりするだけでも十分意味はあるし、もし、牛乳や卵がどこから来るのか、牛乳はテ

トラパックが作ってくれるわけではなく、実際には乳牛から出てくるものだというようなことを学んでもらえれば、それで成功したということができる。

② テーマを決めて行うプロジェクトもある。例えば「農薬」というテーマの場合には、春から秋にかけての半年間にわたって、てん菜（ビート）農家に行き、除草剤を使わないために生えた雑草を生徒達に自分達でとらせ、その後で、農家の人たちが生徒に対して「除草剤を使うと雑草がなくなって雑草を抜かなくて済むが、それよりも、このように労力を使って雑草をとった方がいいか、君たちはどちらを選ぶか？」というような聞き方をして、考えてもらう。

③ 自分たちが実際に口にするものの元の姿はどのようなものかということを知らない子供たちが多いので、どこから来たのかを教える。例えばポップコーンは、その状態で生えるのではなくトウモロコシから出来るのだということ、実際に見て子供たちに初めて分かってもらうとか、ココアが実際にはカカオ豆からできるのだということも知らない子供たちにそういったことを教えてあげる、というプロジェクトもある。

（４）日本では、例えば、農場で怪我をした場合に親からクレームがくるケースが少なくないが、ドイツの場合には全くそういうことはない。

怪我をするのは農場だけではなく、例えば一般道路でも怪我をすることはあるので、それは個人の責任である。それに対して農家の人たちが特に責任を負うということは、ドイツの法律上では考えられない。

（５）子供達向けのプロジェクトはこの他にもいろいろあり、例えばバイエルン州では、「農家で休暇を」、「農家で誕生日パーティ」といったものがあり、州政府は、農家の主婦を対象としてそうした事業を行うためのセミナーを実施している。セミナー修了者には、資格が与えられる。

第 1 章 調査の目的と調査対象

この報告書のテーマは、「条件不利地域における農業振興」と「非農家都市住民の農業理解の醸成」であり、当農林水産政策情報センターでは、平成 18・19 年度において、「持続的な畜産業の推進体制に関する調査研究事業」として、さらにこれを次の 2 つの小テーマに分けて実施している。

ア 市町村の畜産業等の推進体系に関する調査研究

イ 畜産分野を中心とした農村地域に対する理解醸成手法に関する調査研究

1 19 年度調査の趣旨

(1) 平成 13 年度以降、わが国では全国的に市町村の合併が行われ（平成の大合併）、市町村職員の業務は、相対的に人口の多い都市部の住民に関するものにシフトし、農山村部、特に農畜産分野を担当する職員の数は減少、ないし人事異動により経験年数の浅い職員となってきている。

また、市町村合併が行われなかった地域でも、財政上の理由から「小さな行政機関」を目指さざるをえないものが多いところから、自然的、社会的、経済的に不利な条件を抱えている地域には、行政の目が行き届かなくなり、そうした地域の主産業である農畜産業は、衰退の一途をたどることになるのではないか、と懸念されている。

(2) また、近年、人々は農村地帯から東京を始めとする都市に流出し、そうした人々を含む非農家都市住民の農業に対する理解が日増しに薄れていくばかりでなく、そうした人たちの子供たちは、農業との縁が薄くなって、自分達の生命を育んでいる食べ物がどのように作られているのか、などについて満足には知らない状況になってきている。

(3) こうしたことから、当センターでは、平成 18、19 年度において、「条件不利地域における農畜産業の衰退を食い止め、地域のコミュニティを維持・発展させていくための方策と、そのためには、国や地方公共団体等の職員がどのように支援の活動に取り組んでいったらよいのか」、さらには、「日本の農林水産行政にとって常に課題であった、どのように都市地域の非農家住民に対して農畜産業への理解の醸成を図っていくか」について、調査研究を行うこととした。

2 ドイツ調査の目的

1) 調査のねらい

日本においては、経済的、社会的、そして地理的に条件が不利な地域の農業に対し、財政上の理由等から行政の目が行き届かなくなつて、維持できなくなる地域が増加することが懸念されているが、ヨーロッパの国々では、都市住民の理解もあつて、こうした地域でも維持ないし発展しているものが少なくない。このため、条件不利地域に対する農業政策を実施するとともに、連邦コンテストの実施等によりこうした地域の活性化を図っているドイツを調査し、わが国の条件不利地域対策の構築に資する。

また、農業や農村についての非農家都市住民の理解を深めることは、日本の農業行政にとって常に課題とされているところであるが、諸外国では、都市住民、特に子供や、子供に正しい農業の姿を教える立場にある教師に対して、様々な試みを積極的に行っているものが少なくない。このため、力を入れている国の一つであるドイツの状況を調査し、日本の農業に対する理解醸成策の構築に資する。

このため、連邦・食料農業消費者保護省（Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz ; BMELV）、バイエルン州農林省、財団法人・情報・メディア・農業（Information.medien.agrar e.V (i.m.a.)) を訪問し、調査を行う。

2) 調査項目

- ① 条件不利地域における農業や農村の位置づけについて
- ② 条件不利地域における農業の維持・振興策について
- ③ 2007年連邦コンテスト・「我々の村には未来がある（Unser Dorf hat Zukunft）」について
- ④ 農業や農村への理解を醸成するための消費者、教師、子供に対する対策について
- ⑤ こうした事業に関し、どのような評価を行い、結果をどのように生かしているか

3 調査日程及び調査対象

- 9・12(水) 成田 → ベルリン
- 9・13(木) 連邦・内務省 第01課及び第02課調査 (政策評価、官民連携)
- 9・14(金) 連邦・食料農業消費者保護省第511課調査 (条件不利地域対策)
- 9・15(土) ベルリン → ボン
- 9・16(日)
- 9・17(月) i.m.a.調査 (消費者への理解醸成)
連邦・食料農業消費者保護省第122課及び第123課調査
(政策評価、官僚機構の削減、IT化、官民連携)
ボン → ミュンヘン
- 9・18(火) バイエルン州農林省調査 (条件不利地域対策、消費者への理解醸成)
- 9・19(水) バイエルン州農林省調査 (条件不利地域対策)
- 9・20(木) 条件不利地域・現地調査 (バイエルン州ノイブルグ市)
- 9・21(金) ミュンヘン →
- 9・22(土) → 成田

第2章 条件不利地域の農業振興

第1節 連邦・食料農業消費者保護省の条件不利地域農業振興策

ドイツにおける条件不利地域の農業振興策を調査するため、連邦・食料農業消費者保護省（Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz ; BMELV）において農業振興のための戦略を担当する第511課課長・Ulrich Neubauer 博士を訪問し、調査を行った。

1 条件不利地域の農業振興策の概要

（条件不利地域の農業支援）

（1）現時点で BMELV では、EU の農業改革を実施していこうとしている。この農業改革は、直接の助成金支援ではなく、エリアに対しての支援という形になっている。条件が不利な地域の農業に対する 1 ha 当たり支援額は、条件が不利ではない地域の農業における 1 ha 当たりの価値に相当するぐらいの支援を出そうとしている。

従来のドイツの支援システムは、農作物の生産量に対しての支援という形をとっていたが、EU はその方式を変えて、2013 年までに、上述のような支援方式にしようとしている。

（2）この農業改革（Agrar Reform）とともに、農地だけではなくて、緑地（グリーンランド）もそれなりの支援をしていこうということになっており、それぞれ ha 当たり 300～400 ユーロの支援金を出そうとしている。そして、農家が、支援に完全に依存するという形ではなく、独自に何を生産するかということを決定できるようにして、市場の嗜好に合わせた生産ができるようにしようとしている。

（条件不利地域のリスト）

（3）また EU では、ヨーロッパの条件不利地域のリストがあって、どこが条件が不利な地域で、どこは不利な地域ではない、ということを自治体レベルで把握し、不利な地域に対して支援している。自然の条件を基準にしているといっているが、例えば土壌の質や水質なども基準の中に取り込まれている。ドイツは、全土の約 55% が不利な地域としてそこに明記されている。

EU の助成規定では、そういう不利な地域と指定されているところは支援がたくさん行われるということになっており、このため加盟国としては、そういう不利な地域に関して ha ごとのプレミアムを支払っているということになる。

(支援例；家畜小屋の建設の場合)

(4) 例えばドイツでは、農家が家畜小屋を建設するときに支援金が出るわけであるが、投資を推進していけるような状況を作るため、不利な地域に指定されているところであれば、このような国家的助成金も少し高めに出されるようになっている。

また農業関係においては、農業環境保護政策分野においても促進プログラムが供与され、ドイツ全土でいろいろなインセンティブが出ている。ドイツ中部山岳地域というのは比較的条件がいいところなのであるが、こういうところは非常に有利な条件で、支援策に参加することができる。

(5) 通常、家畜小屋への支援は、新設の小屋でさらに生産性を高めるということに対して助成金が供与されるが、その場合の新設の立地拠点も、本来であれば環境に対する要求事項をすべて満たしておかなければならない。なお支援は、新設の家畜小屋だけでなく、既存の家畜小屋を改修する場合も含まれている。

現在、議会で法改正が討議されているが、何頭以上収容できる容量の家畜小屋に対して、環境監査ないし評価を行わなければならないか、ということが議論されている。

小規模な家畜小屋にはインセンティブは供与されない、すなわち支援されていない。

中規模な家畜小屋の農家には、一応インセンティブ、すなわち支援が行われるが、そのための検査その他は行われない。

それに対して、650 頭以上の牛がいるような大規模な家畜小屋については、認可を得るために非常に複雑な検査、環境影響評価が行われる。例えば、森までの距離はどれくらいあるべきか、アンモニアのエミッションがどのくらい出るのか、等である。もしアンモニアが基準以上に出るようであれば、それを抑えるための特殊な機械を設置しなくてはならないが、そういった特殊な装置も支援を受ける。それ以外にも、例えばふん尿を溜める場所といったような農業的に建てられるものは、支援の対象になっている。

(コンサルタントの活用)

(6) このEUのプログラムを受けた **BMELV** の政策は、非常に農村事業者によく利用されている。その際には、国のコンサルタントか民間のコンサルタントがそういう支援を申請する際のいろいろなことに関してアドバイスをしているが、各州の財政も困窮してきているので、民間のコンサルタントを活用しようというのが今の傾向である。

(7) 旧東独の各州では、結構大規模な企業農家があって、そこは最初から民間のコンサルタントを入れて、いろいろとアドバイスを受けている。当然、農家としてはその人達に対して対価を払わなくてはならないが、コンサルタントのサービスも支援の対象になっているから、国家から補助金が出る。要するに、農家としては一回コンサルタント料の支払いをするわけであるが、その支払ったお金は助成金が出るから、そちらで補填で

きる。農家としては、全額補填されることを希望しているが、全額ではない。

民間のコンサルタントも、最新の学術的な背景をアドバイスするので、非常に有益なアドバイスが企業農家に対して行われている。そういう意味ではメリットが十分ある。

(支援の傾向)

(8) 連邦政府としてはいろいろな助成金、支援を行っているが、どういうセクターにどういう形で支援を行うかということは連邦政府が決める。

例えば、今までは豚肉が供給過剰気味だったので、豚肉生産に関してはもう補助金を出さないという形で豚肉に対しての支援はあまりしなかったのであるが、ここ数年、また市場が非常にポジティブに展開してきたので、最近は逆に支援額が増える傾向にある。

また、例えばオランダは温室建造に関して非常に有利な条件を持っていて、ドイツはそういう温室で育った野菜をたくさん輸入してきたが、現在ドイツ自身も高いレベルの温室栽培への取り組みが増えてきているので、温室建設におけるエネルギー効率を高めようということに関して支援を行っている。

(農村地域への支援)

(9) EUの農業政策は、過去において、農業ということに焦点を当てていたが、6～7年前からその辺は少し様子が変わって、農村地域に焦点を当てるという方向になってきている。

したがって、この農業への支援という最初の柱に対する助成は、最近、額的に増えてはいないが、それとは別に、二つ目の柱である農村地域の振興という形の支援については、徐々に額的には増えてきている。しかしながら、なお、一つ目の柱である農業への支援は、二つ目の農村地域への支援額に比べて、5倍ぐらいの金額である。

(グリーンツーリズム)

(10) 二つ目のこの柱の場合、その枠組みから、農村地域に隣接している農村もいろいろな形で支援の対象となってきた。

例えば、ドイツでも最近流行になってきているグリーンツーリズム、農村への観光、観光としての農村化とか、そういう事業への支援プログラムが出てきており、農家が農家の一部を旅行者、例えば家族旅行のために提供する、宿泊機会を設ける、といったような場合、そのための改造の費用が支援の対象となっている。この支援により、最初は非常にプリミティブな経営内容の宿泊施設だったものが、改造することによって近代的な経営ができるようになり、非常に魅力的なものになってきて、それを利用する人達が増えてきている。町としても、それをいろいろな形で進めてきており、現在そういう意味では、ホテルとペンションに対する競合相手にもなっている。

(高齢者向け宿泊施設)

(11) 現在ドイツも非常に高齢化社会が進んでいるので、BMELV では、高齢者が多く宿泊できるような施設を今後いろいろと支援していこうではないかということが検討の一環として挙げられている。まだこれは構想の一環であるので実現してはいないが、高齢者には介護も必要であるので、そういう場所には介護の可能性のある施設の支援ということも視野に入っている。

(農村地域の農家以外の人たちに対する支援)

(12) それから、理髪店とか、鍛冶屋とか、そういう人達が農村地域に所在していた場合、そういう人達も例えば支援の対象にならないかという議論が今行われている。ご存じのように、いろいろな農業関連団体の中にはロビイストがたくさんいるが、こういうロビーで活躍している人達は、農業に対する財政支援を農業に隣接しているような部門にも及ぼすべきではないかという議論を出している。要するに、農村地域という概念でいくと、そこにある農業だけではなくて、それに付属するような職業等もその対象ではないかという議論である。したがって、BMELV の方としては、今、傾向として、その地域全体に対する支援という形に移行しようと考えているところである。

(13) 二つほど各地の例がある。

一つ目は、IT のブロードバンドに関係するものである。

ドイツでは、都市においてはその辺のところは一応整備されているが、農村地域に関してはテレコムもさほど力を入れて拡充していない。テレコムとしては、そういう地域に投資する価値がないと見ているような地域である。したがって、BMELV のゼーホーファー(Horst Seehofer)大臣は「ブロードバンドを農村地域に」ということを主張している。そうすることによって、自治体がそれを申請して、その自治体自身の魅力性を高めることができれば、その地域に所在する農業事業者だけではなく、そこに住んでいる人達が皆恩恵を受けることができるようになる。

(14) 二つ目に BMELV が非常に積極的に力を入れているのは、再生可能エネルギーに関するものである。

ドイツには、現在、4000 個のバイオガス設備がある。このバイオガス設備はほとんど農家に設置されていて、そこで発電を行っている。しかしながら、そこで発生する熱は現在はまだ大気に放出されているので、その熱を有効に、例えば学校や病院、住宅に地域熱という形で供給できるように、それを推進するプログラムを来年からスタートしようとしており、Nieder Sachsen(ニーダーザクセン)州 Juhnde (ユンデ) 村をモデル村に選定している。

エネルギーに関しては自給自足が行われているところもある。燃料オイルには依存し

ないとしているところもある。それがドイツすべてに適用されるわけではないが、一つの将来における高い石油の代替となるものだという可能性があるし、京都議定書に続く温暖化対策にある程度貢献をすることもできる。

BMELV は、再生可能エネルギーというのは、農村地域における一つの開発につながる手段である、と考えている。

(議会での議論)

(15) 政治レベルのディスカッションはもっと複雑である。

議会で、例えば大都市、メトロポールを支援すべきだと言う人達とか、農村は二の次でいいと言う人達もいるが、BMELV はエリアをカバーする助成策が必要だという認識に立っている。なぜかという、ドイツの基本法（注；日本の憲法に相当する）の中に、ドイツ全体に対して同等の生活水準を保障するという規定があるからである。しかし、例えば、田舎で住むよりも都市の方がなにかとレベルの高い生活が可能であり、都市と田舎が同じというのはなかなか難しいことである。

(農村地域のインフラ維持)

(16) ドイツで今一番大きな問題は、農村地域におけるインフラを維持していくことが非常に大変だ、ということである。例えば、鉄道網や郵便局などを廃止するといったような問題が起きており、そうなってくるとさらに人がいなくなってくる、といった堂々巡りに陥ってしまう。その現象は、特に東部ドイツにたくさん見られる。日本もそうだと思うが、BMELV の調査によると、ドイツの中でも若い女性がいなくなって、年を取った人達が農村に残ってきている。あまりフレキシブルでない若者、政治的にも非常に不穏分子となっている民族主義の人達が、場合によっては農村地域で問題となりつつある。

(連邦政府と州政府の共管のファイナンス)

(17) 二つ目の問題は、ドイツが連邦制をとっているということで、いろいろなメリットもあるが、残念ながらデメリットもある。

地域開発に関して例えばフランスでは、一極集中で中央政府が全部行っており、一つの助成策を全部の地域に適用することができる。それに対して、ドイツでは、連邦政府ではなく、州政府が全部所管し、発言権を持っているだけでなく、条件不利な地域に対するファイナンスに関しても所管している。近年、それを何とか回避しようということで、連邦政府と州政府の共管のファイナンスというものが出てきた。

(18) このファイナンスは、家畜用建物の支援策を例にとると、この支援事業の他に村を美しくするための助成金や支援といった事業もあるので、連邦政府と州政府が協議して、地域に対する支援をすべき全ての事業をとりまとめ、1年後の支援額を決議して、連邦

政府は 60%、各州政府は残りの 40%を負担する、というものである。

ただし、州によって、例えば村をきれいにするための助成金を出すかどうか、不利な地域に ha 当たりのプレミアムを供与するかどうか、家畜用の建物に金銭的支援をするかどうか、というようなことについては、州政府が独自で決める。

例えばバイエルン州などは、そういう不利な地域に対していろいろと支援すべきだとしているが、ニーダーザクセン州では条件不利地域にはお金は出さず、どんな地域であれ、例えば家畜用の建物の投資に対していろいろと重点的に支援する、としており、そういうインセンティブ、すなわち支援策に関しては、州ごとにいろいろと違いがある。しかし、全体の支援の枠は、連邦政府と州政府が一緒に決めている。

(19) BMELV が今気を配っているのは、州ごとの助成策における競争は避けようとしていることである。例えば、裕福な州であるバイエルン州は農業に支援をたくさんするけれども、さほどでもないニーダーザクセン州はそうではない、というようなことを避けよう、阻止しようとしている。

前述のように、ファイナンスに関して現在は、州政府が基本的にはほとんど所管するが、連邦政府もその中のある一部についてはいろいろと権限を持って発言できるようにしている。例えば、前述のユンデというモデルの村では、連邦政府の 100%補助で事業をやっているし、村ごとの競争に対しても、いろいろとインセンティブを与えている。

2 一問一答

(連邦政府の関与)

問1 連邦政府が口を出すようにしたというのはどういう背景があるのか。

答 1年半前に基本法の改正が行われ、農業構造の改善は連邦政府と州政府が取り組まなくてはならない課題であると決議されている。

ドイツのことわざに「音楽家にお金を払う者は、どの歌を歌うかを決められる」というのがあるが、要は、お金を払う人は注文も口に出せるということである。

(支援対象が農村地域となった背景)

問2 農村地域で付属するものについても対象にして助成する、ということであったが、農業担当省が他の省の所管に属する施策や事業を支援してもよいのか。

答 BMELV は、農村地域の利益の枠内でこれまでいろいろと支援してきたが、今、それが疑問視もされている。

しかしながら、例えば、大都市の周りに、たくさん住宅がある、ある意味では裕福な人達が住んでいる非常に魅力的なドーナツ状の地域があったとして、もし、農業や農村地域というような全体をカバーする形でそこに支援しなかったら、周辺地域にもっとたくさん資金を投資しなくてはならなかったかもしれない。

したがって BMELV としては、今後も農村地域の利益の枠内で幅広く支援していく予定である。非常に懸念しているのは、そうしなければ、格差がいろいろ出てくるのではないかということである。

(消費者の反応)

問3 日本でドイツのように手厚く農業に助成すると、消費者が「農業にだけ手厚くするのはけしからん」と言ってくるが、ドイツではどうか。

答 ドイツにもそれはある。そこで現在は、田舎の地域における農業ということに焦点をあてて助成している。

現在、ドイツ GDP に占める農業の割合は2%位であるが、農業に対する支援が減っている反面、農業地域の支援や消費者の支援などが台頭してきて相殺のような形になっている。

農業団体のロビーストは非常に活躍しており、農業地域の支援をもっともっと増やすべきだと考えている。例えば、現在は、農業と環境との間にいろいろな葛藤、問題がある。ドイツの環境保護のレベルは非常に高いが、環境サイドはそのレベルをさらに高め

ていこうとしており、農業従事者としては、例えばこれをフランスと比較すると、競争が非常に不利であり、同じ競争条件にするべきである、と訴えている。

問4 ドイツでは、なぜそのように田舎における農業を大事にするということを国全体で支援できるようになったのか。

答 2000年に発生したBSEは、ドイツ国民に大きな衝撃を与えた。

農業省では、これを一つのチャンスと見て、この省を完全に再編成し、連邦・農業省だったのを、健康や消費者の生活等も守るべきだということで、連邦・食料農業消費者保護省(BMELV)にし、そういう意味では、BMELVは、地域の農村に対してだけでなく、都市の消費者に対する経済的な面での言わば弁護士になったわけである。

(注) 2001年の再編成の際には、連邦・消費者保護食料農業省であったが、2005年の政権交代の際、現在の名称になった。

(農業支援策の考え方)

問5 要するにBMELVの条件不利地域の農業支援策は、条件が不利な地域だから特別の措置や事業を講じるということではなく、農業を全体として支援して、その中で条件不利な地域にはプレミアムを付ける、ということなのか。

答 そのとおりである。

ただし、対象はあくまで農業従事者である。

例えば、農業所得が平均以下のレベルの農業従事者は、農業銀行から非常に有利な条件で融資を受けることができる。農業銀行は、農業従事者の財産を基にして創設された銀行で、例えば家畜用の施設の新築をするといった場合に利用できるようになっている。

当然のことながら、こういうインセンティブの供与を受けるためには特定の要件はある。例えば、農業事業者が何かをするときには、オフィシャルな通常登記されている会社を使わなければならないとか、不法労働者などは使ってはならないとか、財政的支援を受けるにあたってはインボイス(契約の条件を正當に履行していることを証明する書類)が厳密にチェックされる。

要するに、裕福な非常に所得の高い農業事業者は支援の対象にならないのであるが、実際にはそういう農業事業者はあまりいないので、現実にはほとんどの農業事業者が支援の対象になっている。

(コンサルタントの活動)

問6 国のコンサルタントという話があったが、特に山奥の村などに対して、ドイツでは行政が目を行き届かせているのか。

答 条件不利地域の農業所得の向上に関する特別のプログラムがあり、そこには特別のコンサルタントがいる。

例えば、そういう場所には養豚場は造れないとか、そこは観光用として開発すべきだとか、あるいは、ミルクを直接そこで加工してチーズを作らせ、そのチーズは現場ですぐ売れるような環境を作るとか、そういう人達のためのコンサルタントがいる。彼等は地域の状況をよく把握していて、例えばミルクでも、チーズを作って、余剰ミルクはもっと平場の方のミルク工場に持って行って加工させるとか、そういうこともアドバイスできる。したがって、本当に小規模な家内工業的なミルク工場という形を支援するプログラムが可能になる。現在は、現地での販売だけではなく、輸出をやっているような所もある。そういう特殊な独特なものではあるが、それなりの使い方でも受け入れられるというところがあって、結構うまくいっている。

問7 そういう地域では、農家の人がどういうことをやるか自分で考えて、コンサルタントにお願いする、ということになると思うが、多くの農家の人達がコンサルタント料を支払ってコンサルタントの意見を聞くだけの意欲を持っている、と考えてよいのか。

答 そうである。

当然のことながら、コンサルト料は払わなくてはならない。

例えば、オフィシャルな農業事業者のコンサルトは無料である。農業事業者にとってのメリットは、そのコンサルト料を払わなくてもいいということで、どんな規模の農業事業者でも無料のコンサルトを受けることができる。しかし、ただのものは価値がないという考え方がある。だから、オフィシャルなコンサルタントは、そういう意味では非常に疑問視されている。国にとっては高いコストになっているのであるが・・・。

例えばバイエルン州では、そういうコンサルタントが集積しているところは非常に分散化し、かつ、そういうコンサルトをする人の数も徐々に減ってきている。その代わりに民間のコンサルタントをとということであるが、まだまだ全域をカバーできるようどころまでいっていない。

問8 民間のコンサルタントというのは、完全に独立したコンサルタントなのか。

答 完全に独立したコンサルタント会社である。

直接給与を国からもらっているわけではないが、農業事業者にコンサルタントしたコンサルタント料や費用が国から補助として出るミックスしたシステムはある。

例えば、ニーダーザクセン州には農業事業者が集まった会議所である農業会議所というものがあって、州政府は農業会議所に資金を出している。そういう地域では、非常にミックスした形での支払い等が行われている。

(担い手の確保)

問9 日本では農業の担い手がすごく減って困っているが、ドイツではどういう状況なのか、またそのために何をされているのか。

答(1) 農業の担い手の3分の1がやはり後継者がいないという問題を抱えている。また、いろいろな構造変革が行われて、毎年3%の農業事業者が減っていつている。

(2) 旧東ドイツの地域では、農業事業者が有限会社や社団法人の形を取っていることが多く、半分以上が1000~2000ha ぐらいの規模の農業事業者である。そこは共同経営体で、トップにマネージャーがいる。15年前にドイツが再統一したときにマネージャーとして新しい人が赴任してきたが、その人達がもう定年になろうとしている。ドイツはマネージャーの後継者を育てることを怠ってしまった。このため、大規模農業企業体のマネージャーの後継者がいないという問題もある。

(3) では、どういう対策があるかということだが、各国と同様、いろいろな農業教育を行うということ以外に、農業志望者を募集するネットシステムがある。

まず、後継者を持っていない農家をインターネットのポータルサイトに入れ、例えばある程度経験がある学生とか、農家の長男ではなくて、二男とか、三男とか、そこに従事しようとする人達を結びつけるものである。ある意味では労働市場で、非常に良好な農家でも後継者がいないという問題を背景に、必要に迫られて作った対策である。しかし、簡単なコンピューターシステムではなく、ある程度専門家がアドバイスしながら、運営されている。

通常は、後継者を持っていない農業事業者が農地を賃貸する。日本と同じようにドイツは結構土地の譲渡価格は高いレベルにあって、それを手放す、売却する人は非常に少ないが、用益賃貸という形で貸す人はいる。今までヨーロッパにおける農業の支援うんぬんが非常に行き届いていたために、余りにも小規模な農業事業者がたくさん増えてしまって、イノベーティブな考えを持っている農業事業者はエリアが十分確保できない状況だった。今、構造改革が進捗しているので、これがポジティブに働けばと思っている。

(4) BMELVには、独自の年金システムというものがあり、これも対策の一環である。

それぞれの農業事業者が掛け金を負担し、貯めて、それを国の年金という形で支払うわけであるが、それは通常の年金よりも非常に高い。これは農業事業者にとって一つの魅力的なものではないかと思っている。

年金だけでなく、独自の農業事業者用の健康保険もあるし、農業用事故保険もある。このため、毎年、BMELVの予算の70%がこれらの社会保障費に充当されている。

第2節 バイエルン州政府の条件不利地域振興政策

条件不利地域の農業振興策について、事業を直接実施するのは各州政府であるところから、2007年9月19日（水）、バイエルン州 農林省の担当者・Anton Feil氏を訪問し、同州における実施状況を調査した。

1 バイエルン州の条件不利地域の状況とその振興策

（バイエルン州の条件不利地域の状況）

（1）バイエルン州の村は、1000人程度ないしそれに満たないような村もあるが、平均して2000人位である。

バイエルン州の州土全体のうち約60%が条件不利地域に指定されている。連邦全体の基準でいくと、土壌の質が悪いという区分に当たるところが多いからである。言い換えれば、ドイツ連邦全体を見ると、土壌の質がもっと肥沃なところが多いわけである。条件不利というのは、普通、自然条件が不利な地域を言っており、自然条件によって判断されている。

（2）（以下、次ページの地図を参照のこと）

北部から北東部にかけて濃いブルーになっている地帯がある。この濃いブルーのところは、山岳地帯になっていて、非常に条件が悪いところである。北東部に斜めに濃いブルーの所が続いているが、「バイエルンの森（Bayerischer Wald）」という地区である。バイエルンの森というのは、実はそれほど標高は高くはないので、高山地帯ではなく、中規模の山岳地帯である。ドイツで山岳地帯に指定されている所というのは、標高が800m以上の所、または標高が600m以上で傾斜が18度以上の所である。したがって、この地方は、地理的に山なので条件が悪い、ということである。南のアルプスの地方に比べて、こちらの「バイエルンの森」地方の方が過疎化の問題が深刻になっている。

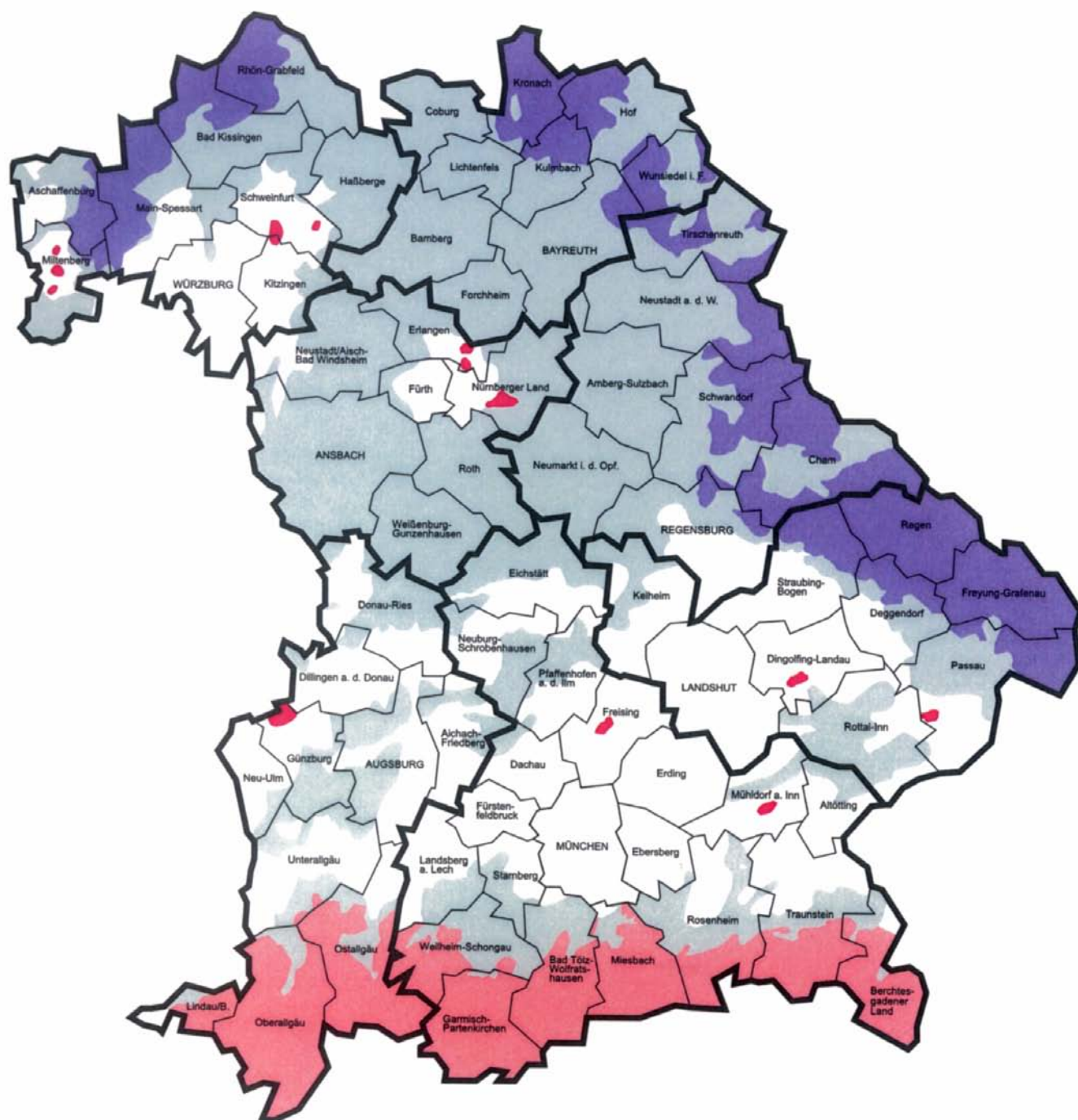
北の方の濃いブルーの所は、山というよりは土壌の質が悪いということで、ここで耕作をした場合には、収穫量が平均を下回る。

（条件不利地域の指定条件）

（3）バイエルン州では、種類の違う条件不利地域が指定されている。

南部の方では、800mないし600m以上で傾斜が18度以上という標高と傾斜だけが純粋に基準になっているが、北部の方では、人口密度なども基準の対象となる。指定が行われていない地域は、助成の対象にはならない。

バイエルン州における支援地域



- 条件不利農業地域
- 山岳地域
- 条件不利山岳地域
- 工業団地のある地域

(4) 北部の方では、次のような事項が指定基準となっている。

- ① 農業比較指数 (Landwirtschaftliche Vergleichszahl ; LVZ) がある程度以下であること。

(注) LVZ は、天然の土壌の状況から収穫量がどのぐらい期待できるかという土壌の質を示す比較指数

- ② 1 km² 当たりの人口密度が 130 人を超えていないこと
- ③ そこに住んでいる住民の中の農業従事者数の比率

そういった状況があるので、北部の条件不利地域と南部の条件不利地域とでは、天然の状況というのは別にして、過疎化という点については、抱えている問題の性格が全く違ってきている。

(人口の動向)

(5) バイエルン州には、郡の数が 74、郡と同じ扱いになっている都市が 25 あり、併せて 99 の郡がある。郡とっている中に、それぞれの市町村がたくさん含まれており、その数を全部合わせると、2500 ぐらいになる。74 ある郡の中には、それぞれある一定数の自治体が含まれているわけである。

バイエルン州全体では、これから約 20 年の間に 2.2% の人口の増加が見込まれているが、そうはいつても、特に北部のチューリンゲン州の州境や、東部のチェコとの国境に接している地域では、5～10% ぐらいの人口の流出が予測されている。

南の方は人口が増えていくのに対して、北の方は過疎化が進んでいくという見込みになっており、状況が激しく変わっていくわけである

(6) 南の方は、空港があつて非常に便利であることや、就職口がある所がその地区に集中しているので、他の地区から全部仕事を探してこちらに集まってくる、ということで、北部との差が出てきている。

ミュンヘン周辺で働く人たちの雇用範囲というのは非常に広くて、アウグスブルク周辺から通っている人たちもいる。人口が増えてくるのは、当然バイエルン州内だけの移動ではなくて、ドイツ国内の他の州で人口が全体的に減少しているところもあり、そういった州からも、バイエルン州に職を求めて流入してくる。ドイツ全体では現在 8200 万人の人口であるが、これが将来、20 年後の 2025 年頃に 7000 万人ぐらいに、2050 年ぐらいまでにこの半分ぐらいに減るだろうと言われている。

(7) 人口が流入しているのはミュンヘンとその周りだけではなく、ミュンヘンから東南のザルツブルクに向かう高速道路も走っているし、交通の幹線が通っている地域では、その周辺が新しい開発地区としてどんどん人が増えてきている。また、西南の方には、リンダウやボーデン湖の方に向かう道があつて、西の方に行くとアウグスブルクに向か

う交通の幹線の高速道路が通っている。そうすると、その近くにまた関連の産業の工場や会社がだんだんと誘致されて、工業団地のようなものがどんどんできてくるので、そこにまた雇用が確保され、人々がそこに住むようになる。交通の便もよく、ミュンヘンに入ることもできるということで、全体としてどんどん人口が増えていく状況にある。

(過疎化の歯止め＝交通網の確保)

(8) 北部の青い所の南側には、例えばレーゲンスブルクやニュルンベルク、さらに西の方に行くとヴュルツブルクなど、周辺の状況は比較的悪いけれども、青い部分とそれほど離れていないところに都市があつて、そこには産業もあるし、雇用もある。したがって、青い部分にもし仕事がなくとも、このぐらいの距離であれば、通勤できる距離である。そういった地区の開発・振興を進めることによって、そしてまた、その地区の交通を整備することによって、1970年代には、レーゲンスブルクから少し南側のディンゴルフィングという所に BMW(注；自動車メーカー)の最大の工場を誘致している。そういったこともあつて、それまで全くなかったところに大量の雇用が確保されている。これによって、今でも条件不利地域ではあるが、そういった努力によって、以前に比べて過疎化の進行はかなり緩和している。完全にストップとは言わないまでも、明らかに分かるほど過疎化のスピードを抑えることに成功している。そのためには、交通網の確保が非常に重要である、ということである。

(条件不利地域の雇用状況)

(9) しかし、条件不利地域の内部の雇用状況はどうかというと、そこは悪化している。そうした地域では、もともと基幹産業としてガラス製造や繊維業が多かったのであるが、いずれも国際化、国際競争によって非常に苦しくなっている。このため、新しい雇用を創出することが無理なのは当然で、雇用が減ってきているし、リストラもされている。

そういった地区においては、まだ農業があることによって、外での雇用口がなくとも、自分の家庭の中で働くことができるわけであるから、そういった意味で農業は、地区にある程度の安定化をもたらす要素となっている。そして、農産物があるということは、それに関連した食料品の産業があるということで、全体の状況にある程度安定化させる役割を果たしている。そのような観点からいうと、行政サイドにとっても、ここで行われている農業、農地があるということ、それに関連した産業があるということは、非常に重要なことである。

(北部における経営規模の変化)

(10) 北の方は、そういった農業が維持されていくために、農地の構造の変遷がはっきりと生じてきている。具体的には、一つの農家の経営規模が大きくなってきている。南の

方の昔ながらの小さい農業の倍ぐらいの規模に、既に構造が変わってきている。

北の方の農業・農家が合理化を余儀なくされたということは、北の方は農業以外に雇用口や収入源を得ることができなかったため、生計を農業だけで立てなければならず、農業自体の合理化に厳しく迫られ、それが進んで規模が大きくなってきたわけである。

(南部の兼業農家)

(11) それに対して南の方は、それ以外の可能性が沢山ある。兼業農家として、ほかにいろいろな職、雇用口を見つける可能性があるし、またバイエルン州の農業政策として、昔ながらの小さい規模の農業構造を維持していくこととしているので、それに基づいて農業とある程度関連したさまざまな副収入の可能性がたくさん用意されている。例えば再生可能なエネルギーの分野であったり、農家で休暇をとるという観光系のお客さんを受け入れたり、そういった可能性があつて他にも収入源があるので、そこまで合理化して規模を大きくする必要はなかったということである。

(営まれている農業の形態)

(12) 営まれている農業の形態は、地域によって違いがある。

東南の「バイエルン州の森」という山岳地帯では、搾乳農家が多い。この地区の中で「農地」とされているうちの80%は、常に牧草地として緑地になっているところである。残り20%は耕作を行っているが、それは家畜の飼料用の穀物を育てている。

南の方の山岳地区も、基本的にほとんどが家畜、乳牛を飼っている搾乳農家で、あとは牧草地になっている。

だからといって、バイエルン州の条件不利地域がすべて搾乳系のデイリー農家かというと、そういうわけではなく、一番北の地域は耕作をしているし、植物を栽培している地域もある。耕作農家ということであれば、デイリーのような毎日の作業は必要ないので、比較的兼業農家もしやすい。

(観光地区と条件不利地域)

(13) バイエルン州の観光地区は、条件不利地域とほぼ一致している。南の方のアルプスのすそ野の地区、基本的にはミュンヘンに近い所まで観光地区になっているし、東北は「バイエルン州の森」地方という、森林に覆われたきれいな山岳地帯である。そして、その北にあたる地域は、フィヒテル山地（Fichtelgebirge）という山がある。北西の方はスペッサルトという地区で、やはり非常に景観のきれいな地方である。近くの都市部の人たちのレクリエーションの場でもあるし、また、全く違う州から長期の休暇に訪れる場所でもあるし、ミュンヘンに住んでいる人たちが出掛ける場所でもある。そういった意味から、また条件不利地域と完全に重なっているというところを考えると、その地区における観光というものの重要性が理解できよう。

(14) その美しい景観を維持していくためには、全くすき間なく農家が営農してくれることによって、農業景観が維持されることが非常に重要になってくる。そのためには、行政サイドがそういった条件不利地域で営農する農家には支援をしなければならない。大変条件が悪いわけであるから、通常の営農に比べて投資もしなければならないし、費用も高くなるので、その部分を補填しなければならない。

(面積当たりの支給)

(15) 支援には、いろいろな形、いろいろなレベルである。

面積当たりの補助金（プレミアム）を支給しているのは、濃いブルーの北東の帯の部分である。ここでは、農業に対して、耕作面積当たりいくらという援助をしている。前述の LVZ 指数を基に出した条件不利の程度によって、面積当たりいくら補助金が支払われるかが決まってくる。

この面積当たりの支給が行われるのは、バイエルン州では、州の LVZ 指数の平均に満たないものに限られる。この指数は、一番悪いのが 0、一番いいのが 100 で、0～100 で示され、バイエルン州の LVZ 指数の平均値は 30（注；ドイツ連邦全体の平均値は 40）なので、バイエルン州内で、面積当たりの補助金を農地に対して支給することができるのは、30 に満たない地域である。30 より低ければ低いほど補助金の額が高くなる。

大まかな数値で例を示すと、LVZ の値で 27～30 位で、平均より少し低い位の場合は、補助金が 1 ha 当たり 25 ユーロから始まる。同じ数値でも、その土地が牧草地として使用されているのか、それとも平地の耕作用農地で条件が悪い所なのか、または山岳地帯なのかによって、また変わってくる。牧草地で 27 より低い場合には、LVZ 指数が 1 低いごとに 1 ha 当たり 9 ユーロ 30 セントの補助金がさらに上乗せになっていく。

通常の平地の条件不利地域の場合には、最高金額が 180 ユーロで頭打ちになっていて、山岳地帯では 200 ユーロが最高額になっている。

(粗放栽培による作物に対する支援)

(16) 通常の耕作地において粗放栽培による作物を栽培した場合には、補助金が支給される。集中型の栽培作物と呼ばれているものは、トウモロコシやビートなどで、そういったものを植え付けている場合には、全くこの対象にならない。穀物で粗放型の作物に指定されているのは、冬小麦やポリティカーレという種類の小麦で、LVZ 指数が 1 下がるごとに、9 ユーロ 30 セントではなく 4 ユーロ 65 セントずつ上がっていく。

(17) まとめて言うと、条件が不利な所には、その面積当たりの補助金を与えることによって、最終的に農家が得る収入が、条件不利でない地区とほぼ同じレベルになるように、補償している（補償支払い；Ausgleichszahlung）。

(耕作地景観プログラム)

(18) 条件が不利な部分を補償する補償支払いとは別に、いわゆる農業観光施策と呼ばれているものがある。これは、言わば、余分な作業をしてもらう代わりの補償に当たるものである。

バイエルン州には、耕作地景観プログラム (Kulturlandschaftsprogramms ; KULAP) という農耕景観を維持するためのプログラムがある。農業の環境ということで、エコロジ的な有機農業的なもの、あるいは今までの集中型の営農ではなく、粗放型の営農を援助しようというプログラムである。粗放営農を行っている緑地や、穀物を育てている耕作地などに対して、申請すると補助金が交付される。条件不利地域には、比較的その対象となりやすい粗放型の牧草地が多く、通常の化学肥料や除草剤などの化学薬品を全く使わないということをきちんと守れば、前述の補償支払いに加えて、そういった助成金の支給を受けることもできる。

(補償支払い制度)

(19) こういった形の補償支払いの制度は 1970 年代に始まって、80 年代末にかけて拡充され、充実が図られた。それ以降は、支給対象になる地域とならない地域は確立されている。

初期の時点では、例えば新しい納屋を造るといった投資が必要となった場合に、条件不利地域では、通常の所における納屋の投資への補助金に少し割り増しするようなことを行っていたが、バイエルン州ではもうそれは行われていない。農業環境プログラムや、それ以外の農業の施設を造るための投資への補助金は、条件不利かどうかとは全く関係なく一律に支給されている。

それに対して、EU の中では、例えばイタリアなどでは、今でも条件不利地域における、そういった条件不利であるという要素を、それ以外の投資に対する補助金に加味して、その分を上乗せしている。バイエルン州ではそれはもうやめ、条件不利地域に対する補助金は、完全に補償支払いだけに絞っており、独立しているので、条件が不利な分を補う、補償するという役割を本当に果たしているかどうかの確認制御がしやすくなっている。

(補償支払いの効果)

(20) もちろん、条件不利地域の中の構造がだんだんと変化していくことを、今後、補償支払いによって食い止めることはできない。しかし少なくともバイエルン州では、この政策によって、州内の国土全体にわたって営農の維持に成功してきている。70 年代には、誰も営農しようとしないうちに放棄されてしまった離農地が 3 ～ 4 万 ha あった時期があるが、そういった傾向を阻止することに成功している。

(余剰労働力の動向)

(21) 農家の規模が大きくなって余った労働力は、その全てが外に出てしまうと一概に言うことはできない。

その地区で他の職が見つければ、当然、そこにとどまる。

他の職が見つからない多くの人たちは、距離が長くても通勤を選ぶ。例えば、朝3時半にみなでバスに乗ってレーゲンスブルクまで行き、その工場で働いて、バスで帰ってくる。そういう人たちは、30代、40代、50代の人たちで、それまでずっとその土地に住んで、そこで農業を営んできたが、今は農業から離れて、遠い所まで通勤しても、その土地にとどまろうとする。

問題がはっきり顕著になるのは、世代交代のときである。子供たちは、それまでそこで働いていないので、学校を卒業して、新しい職場が見つかった途端にその職場に近い所に引っ越してしまうので、人口の流出につながってしまう。

(22) また、こういった地域に対してバイエルン州では、近くの都市部の人たちがレクリエーションや休暇、レジャーに来られるような魅力的な場所になり、観光地のような形で維持できるように、政策を進めて援助してきた。それについては成功している。

(人口流出のない地域)

(23) 全く放棄地のない、すべての農地できちんと営農され、手入れがされている状況であれば、どの地区も住宅地としての価値も上がり、そこから引っ越す人たちは比較的少ない、という相関関係があることを、バイエルン州では確認できている。流出がある場所もあるが、それでも一時期のような流出率が高かったものにはっきりとブレーキをかけることには成功している。

(農村開発プログラムと村の更新プログラム)

(24) また、北の方の地区は、伝統的に均等相続の地区で、子供の代に移ったときに、農地が全部分割され、農地が細かく分かれてしまう状況もある。そこで重要になってくるのは、前述の助成金とはまた別のレベルの、農村振興・農村開発という政策で、その中にある農地整理と、村の更新といった事業がそれにかかわってきて、そういったことが非常によく利用されている。

一つ目の農地整理が重要になってくるのは、伝統的な均等相続によってばらばらになってしまっている農地をうまく整理する必要がある場合や、村落部から人がたくさん流出し、空き家になってしまって、誰も手を入れない状態になっている、といったときで、コンセプトを作って、どういった新しい形で使うか、という農村開発プログラムや村の更新プログラムがこうしたときに当てはまるわけである。このため、このプログラムは、非常によくこの辺りでは活用されている。

条件不利地域では、特にこの農村開発と村の更新という二つのプログラムが非常に重要になっている。この二つのプログラムは、その条件不利地域に欠けているものを補う役割を果たす。条件不利地域は、そういった事業を行う需要が高い地区である。

(25) 村の更新（注；ドイツ語で「**Erneuerung**」という言葉が使われており、これは「新しくする」という意味である。）というプログラムは、村の村落部の中を新しくまたつくり直す、開発し直すという一つの柱と、もう一つの柱として農地の整理を行うものである。これは条件不利地域に特定した政策ではないので、誰でも参加できるが、条件不利地域にとっては殊に重要になっている。

（まとめ）

(26) 以上がバイエルン州政府が支援している政策的な内容である。

政策を実施する立場から非常に重要と考えていることは、条件不利地域と人口が集中している都心部、または雇用のある地区とを結ぶ交通路の整備である。道路が整備され、あるいは電車等の公共交通機関が整備されて、速く、時間がそれほどかからず、比較的楽に職場に着けたり、都市部に入れるということであれば、人々は、比較的その条件不利地域にとどまってくれる。少し離れた地区であっても交通路がきちんと整備されていけば、そして交通の整備がうまくいけばいくほど、規模はそれほど大きくないにしても、工場や産業もだんだんとそこに根を下ろすようになってくる。

(27) しかしながら、このときに、必ずしもすべてがスムーズにいくわけではない。各地区で工業団地を、工業用地または営業用地として指定しなければならないが、どれだけの産業用地を指定するか、またそこにどういったものを誘致するかで、近隣の各自治体が自治体同士で競合するので、それをうまく調整するための大きなコンセプトが必要になる。

しかし、いずれにしても、交通路の整備と条件不利地域の過疎化の問題の緩和には、前述のような営農を行うこととの相関関係と同じように、相関関係がある。

2 一問一答

(条件不利地域の農業・農村政策に対する一般都市住民の受け止め方)

問1 バイエルン州では、条件不利地域の農業や農村に対して、かなり手厚く支援しているが、そういうことに対して、農業や農村と関係のない一般都市住民、非農家・都市住民は、不満はないのか。

答(1) バイエルン州ということで考えると、バイエルン州の人たちは、ドイツ北部の大規模農場には非常に悪い印象を持っているが、バイエルン州の農家に対しては、規模の小さい家族経営の昔ながらのものだという意識があって、農業を支援することについての抵抗はほとんどない。しかしそれは、バイエルン州の人たちの感覚である。

(2) 現在、このような農業の補助金には、必ずEUの資金が入っている。コーファイナンスになっていて、EUの資金と、あと各国と、その地方例えばバイエルン州の資金が一緒になって補助金になっている。

2005年の10月に農業政策の予算についてのEUレベルでの話し合いがあったが、その時点で、農業にそれほどお金を使うのではなく、ほかのところにその資金を回すべきである、といった議論が既に始まっている。そのときに既に26%のカットが行われているし、実際にそういう方向に動き始めている。

しかしながらバイエルン州の州内だけを考えると、バイエルン州の人たちの感覚としては、そういったところに批判をする動きはあまりない。

問2 バイエルン州の人たちに批判をする動きはあまりないのは、昔からそうなのか、それとも、そういう批判が出ないように努力されてこられたのか。

答(1) やはり歴史的な背景の中で、だんだんと育ってきた意識である。

特に第二次大戦中や大戦後の食糧難のとき、やはり農業がなければ国が成り立っていないという意識が国民の中にしっかり植え付けられた。したがって、食料の自給、ある程度の自立性が大事であるということが基本的に国民の頭の中に入っている。

(2) その一方で、農村部は基本的に犯罪率が低いとか、都市部との共同の社会的なバランスがうまくとれるとか、また都市に住んでいる人がレジャーや余暇を過ごすさまざまな可能性が農村部に用意されているとか、農村部が近くにあることによって、都市に住んでいる人間にとっても非常に有利な点はたくさんあるわけである。

バイエルン州の農家の人たちも非常に活動的で、都市の人たちが利用できるいろいろなサービスなどを提供してきており、そういったことが都市の住民たちにもしっかり意

識されているので、農業に資金をそんなに投入しないで、ほかに投入しようというような意味での競合的な考えは、ここではあまりない。

(3) 農家連盟なども含めて、農家の人たちも非常に積極的に自分たちの伝統を守っている。その地方の伝統芸能や民族衣装などを大事にしている。農業の中で行われる年中行事みたいなものがあって、そういったものをただ自分たちで守っているのではなく、それをまた人々に伝えようという意識があるので、いろいろな催し物をやったり、春先に牛を山の草原に上げるときに人をたくさん呼ぶようなイベントのような形にしたり、お祭りのような形にしたり、そのような一般の人たちが実際にそういったところで直接体験できる場を、農家側が積極的に設けている。そしてまた、都市の人たちもそれに参加することによって、身近なものになるわけである。そういう意識ができてきている。

(4) また、最近ドイツで行った調査で、いろいろな職種の社会的な位置付け、評価はどういうものか、というものがあるが、調査の結果では、農家は結構上の方で、医師と弁護士に次いで第3位に入ったそうである。ドイツ国民の社会的な意識の中で、農業を営む人は、下の方ではなくて、非常に高い位置にある。

(5) そういった形で、一般の非農家の人たちと農家の人たちの接点がたくさん用意され、それが長年にわたって続いてきており、また政治的にも外に対して非常にポジティブな形で常に表現されてきているので、なぜ農業にこんなに予算を使うのかという議論自体がまだ始まっていない。そういった意識が生じてきていないのである。

(6) ただ、そこで見落としてはならないのは、この中心部に世界経済の中でも十分に競争力を持っている経済圏が存在しているということである。強力な経済力があって初めて、その経済力の波及はやはりそれ以外の地区にも及んでいるわけである。

今、行政サイドから条件不利地域だけを支援して、うまくいっているところは支援しないと考えるのは、間違いである。中央に基幹となる経済力、経済的な繁栄を確保する地区がしっかりあって初めて、そういう周辺の条件不利地域にも配慮が行き届くことになるのである。

今ミュンヘン地区の経済圏は、ドイツ国内のハンブルクやフランクフルトといった国内の都市とだけの競合ではなく、それを超えてグローバル化が進んでいるので、世界の大都市と十分に競争できる位置にある。ミュンヘンのそういった経済力、競争力があって初めて、十分な行政の資金を得ることができ、その資金を使って、またそれ以外の周辺部の助成に回すことができるということであるから、やはりこの依存関係を忘れてはならない。

(7) 条件不利地域の市町村は、ミュンヘンの周りやニュルンベルク、レーゲンスブルク、ヴュルツブルクといった経済力のある市町村と比べると、経済力がないので、いろいろな行政用の資金も足りなくなる。そういったことを補うために、バイエルン州法として財務調整法というものがある。それは、それぞれの自治体の税収が実際にどのぐらいあるのか、それに対して支出の需要は実際にどれだけあるのか、その足りない部分については、すなわち税収の方が下回っている市町村については、税収が上回っている市町村から、調整として資金を回すというものである。一つの特定の市町村から一つの特定の市町村に行くわけではなく、税金を一つにプールし、条件の悪い市町村については良い市町村から回すという形になっているわけである。税金の処理のレベル、税収の歳入のレベルでも、そういった手当が行われている。

(8) 農林省が条件不利地域の支援を考える場合、そういったものをすべて考慮に入れて、総合的に判断している。もちろんどの市町村でも、行政の機能で果たさなければならぬもの、それを果たすために必要な資金の需要はあるわけであるから、そういったところも考慮に入れて支援政策を考えていかなければならない。

(支援に対する農家の受け止め方)

問3 バイエルン州の農家の人たちは、州政府のいろいろな支援にしっかり応えて活動しているのか。

答 農家の人たちは、基本的に農業者連盟に入っている。その連盟が、団体として、助成金にどんな可能性があるか、どのようなプログラムがあるかについて、非常に活発に農家に情報を与えたりする活動をしているので、農家の人たちは十分な情報を持っているし、自分たちで必要なことはする。また、農家にとっても、実際に条件に合わせて一定の収入を上げるためには、補償支払いなどを受けることが重要だということは重々承知なので、そういったことについて必要なことは、しっかり自分たちでやっている。

(農家の高齢化)

問4 農業をやっている人たちの高齢化という悩みは、バイエルン州にはないのか。

答 (1) もちろんそういった問題がないわけではない。バイエルン州の条件不利地域の農家の平均年齢は、今、42歳ぐらいではないかと思う。これが2025年ぐらいには、50何歳ぐらいまで上がっていくと予想されているので、いずれ高齢化の問題が出てくる。

(2) 一方で、ドイツの国民年金制度では、国民年金を農家の人が受け取るためには、定年まできちんと自分が営農していなければならない。先に息子に譲ってしまうと、年金

がもらえなくなってしまうので、65歳までは仕事を続けるものと見込まれる。農家の人たちは、通常仕事をしているので、60歳ぐらいまでみんな元気である。

しかし、地区によっては、やはり高齢化が進んでいるのは事実である。

(過疎化への対応)

問5 バイエレン州においても、いろいろな支援をしているにもかかわらずだんだん衰退していくような地域もあると思うが、そういう所にはどのように対処しているのか。

答(1) 確かに地域的には過疎化が抑えられないところもあるし、完ぺきにストップするのは、特に北部の方では無理である。現在用意されている政治的な枠組みの中で、政策として可能な範囲の中では、もうこれ以上のことはできない、と思っている。

もし何かするとすれば、今濃いブルーの地域が条件不利地域になっているが、条件不利地域の定義を変えて、さらにこの区分けを新しくして、その中で、例えば人口の流出率の比重をもっと高めるようなことが必要になってくる。

(2) しかし、それはすべてEUのレベルの話である。

現在のところ、欧州委員会の立場は、今後この条件不利地域の定義を変更する予定である。その際には、社会的・経済的な要素、例えば就業率や人口の流出の問題といった要素は一切配慮に入れず、純粋に自然条件だけを基準に条件不利地域を指定するという話が進んでいる、と聞いている。そうすると、人口流出などが全く対象にならなくなってしまうので、今の補助金の体制で、人口流出、過疎化の問題に対することはできなくなる。しかし、その代わり、今までのEUの補助金の中で市場介入のために投入されていたたくさんの資金を、今、農村部の開発の方に流用してきている。そういった傾向はこれからも進んでいくはずである。

そのような形で、これまで市場介入のために使われた資金が新しく使われる一つの可能性として、補償支払いとはまた別の枠組みで、全く新しい過疎化等を阻止するための政策が今後生じてこないとは限らないし、それは非常に考えられる動きではある。

(3) 今後新しく導入される政策は、純粋に農業の助成政策ということではなく、農村部全体に幅広く適用されるものになるであろうと思われる。例えば、学校や幼稚園などのインフラの維持、子供に対するそういったインフラの維持は、将来そこに住んでいる人たち、子供たちは将来の住民なわけであるから、そういうところを充実させないと、過疎化は食い止められないので、そういったものになっていくのではないだろうか。

(行政と農家のコミュニケーション)

問6 バイエルン州政府の農業政策や新しい事業を、各農家に対して、どのようにコミュニケーションしているのか。

答 (1) バイエルン州農林省が現地に持っている出先機関の農林局を通じて情報の提供を行っている。現在、農林局は州内に 47 カ所あり、さらに大きな所では出先事務所があるものが 20 カ所ある。農林省としては、すべての地区にそういった事務所を置き、それによって、それぞれの地区の担当者たちが、その地区で営農している農家たちと個別のコンタクトを持っている。したがって、何か必要な情報を与えるときには、その人たちを通じてすべて伝えているし、助成金などの支援政策の処理も、すべてその人たちが担当している。そういったネットワークによって、情報の提供を行っている。

(2) 2～3年前に行われた農業行政改革により、農業局も統合されて数が少し減ってきている。しかしながら、減らしても、一番近くの農業局まで距離があまり遠くなりすぎないように配分を考えて、個々の農家とのコミュニケーションがちゃんと取れるように考えてある。

(産物のブランド化)

問7 日本では、条件不利地域の振興を図るため、そこでできた産物のブランド化も大事ではないかと言っているが、そういう事業は行っていないのか。

答 バイエルン州が助成しているものとして、地方マーケティングコンセプトというものがある。これは、その土地で作られた製品をマーケティングするためのコンセプトを、その地区の人たちが自分たちで作って認定を受け、補助金を受けて、実際にそのマーケティングを行う、というものである。EUレベル、国レベル、あるいは、原料も製造もその土地で行わなければならない原産地指定、原料はほかから持ってきてても製造だけそこでしていればいい製造補償、等々、そういったいろいろなレベルのものがある。

なお、これらは、産物があるところではどこでもできるもので、条件不利地域に限ったことではない。

第3章 2007年連邦コンテスト「我々の村には未来がある」

第1節 連邦コンテストの概要

2007年連邦コンテスト「我々の村には未来がある（Unser Dorf hat Zukunft）」は、農村の将来的展望を改善し、農村生活の質を向上させることを目的とし、村をあげてそうした事業を行う村を表彰するもので、連邦・食料農業消費者保護省（Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz ; BMELV）が主催して3年ごとに開催され、今回は第22回目である。

1 コンテストの発端

（1）このコンテストは、1961年より開催されている。

その当時、ドイツでは、

① 第二次大戦後しばらく経って、長い間捕虜として収容されていたドイツの兵士達が、この時期にかなり大量にドイツに帰ってきたこと

② 東西ドイツが分裂して東ドイツ領が失われてしまい、東側から西側に移住してきた人達が大量に出てきたこと、

によって、そのような今まで全く他所者だった人達が各農村に住みつき、酪農や放牧等を営むようになった。しかしながら彼等は、なかなか自分が住んだ村になじめず、いつまでもみな他所者達で、これが自分達の村で、自分達のアイデンティティーがそこにあるという感覚が全くなかった。このため、そういったアイデンティティーを与え、そして、アイデンティティーを与えることによって、またどこかに移ってしまうのではなく、そこにしっかり根ざして欲しい、というような意味でこのコンクールが始められた。

（2）始めた当時はまだ資金もなかったので、お金をかけずにその村をどうしたらきれいにできるか、ということがテーマであった。したがって、「わが村を美しく（Unter Dorf soll schöner werden）」というコンセプトの下で、住んでいる人達の家や庭に花を植えたり、木を植えたり、垣根を造ったりする景観の手入れから始められた。そして、それがとてもきれいにできた村について賞を与える、というところから始まった。

（3）そのような形で始まったコンクールが、時代が進んでいくうちにだんだんと発展してきて、単に花をきれいに植えるだけでは駄目で、そこにある建物がどうなのか、さらには、例えば、村のお母さん達や、おじいちゃん、おばあちゃんが子供達をこういうときにこういうふうにケアしているといったように、そこに住んでいる人間に関することが大事であるということになり、現在では、さらに進んで、村の発展についてみんなが

協力してやっていかなければならないので、将来性や、他のいろいろな村と競合できるような力を付けさせるというような観点も加わってきている。

2 コンテストの内容

大会は、郡、県、州、連邦レベルの 4 段階で実施され、連邦レベル大会で金メダルを獲得した村ないし集落は「ゴールド・ビレッジ」と名乗ることができる。

今回の大会は、2005 年～2007 年にかけて行われ、郡、県、州レベルの大会は 2005 年～2006 年の間に、連邦レベルの大会が 2007 年に開催される。連邦大会に申し込むには、先立つ州大会において優秀な成績を収めなくてはならない。

参加資格があるのは、田園情緒を残す 3000 人以下の村または集落である。ただし、連邦大会でゴールド・プレートを取得した村や集落は、その大会に続く二大会への出場が禁止され、また、二度にわたり連邦大会に参加し、同順位、またはそれ以下の評価であった村や集落は、その次の大会への参加が認められない。

3 2007 年コンテストの最終結果

(1) 第 22 回連邦コンテスト「我々の村には未来がある」は、最終ラウンドを迎え、ノルトラインヴェストファーレン州、Kleve（クレーヴェ）郡、Kessel（ケッセル）で最終審査が行われ、2007 年 9 月 5 日、8 個の金、16 個の銀、10 個の銅の村が発表された。

(2) 13 州から 3,925 村が参加し、34 の村が郡大会、県大会、州大会を勝ち抜き、BMELV が実施する連邦コンテストへの参加資格を得た。受賞者を決定するため連邦審査委員会は、4 週間をかけ、連邦コンテストに参加する村を訪れ、現地でその取組み状況や成果を評価した。

(3) このコンテストの目的は、農村の美観だけでなく、将来的展望を改善するために、農村における生活水準の質の向上を目指して、村がどのように独自の出発条件や文化的伝統を取り上げ、成果を挙げたか、について広範囲に評価することにあるが、今回審査委員会が特に重視したのは、個々の村がそれぞれに提出する出発点における条件、それ以降の発展戦略で、特に村の住民から提案され、実践に移されたアイディアであった。

具体的には、次のような活動に対して、高い評価が与えられた。

- ① 意欲のある住民参加により、快適な生活環境を構築する手立ての見本となるもの
- ② 住民や企業、全ての団体の責任者が地元の個々の条件〈長所や短所、チャンスやリスク〉を理解するよう関心を持ち、その結果、村の将来的展望を共に展開することができ、革新的可能性を引き出すことができるもの

- ③ それぞれの地方自治体や国家の機関、協会、その他の村や地域をまたぐ団体が行う共同作業により生まれる相乗効果を活用するもの
- ④ 村の様々な世代に関わっているもので、特に農村に住む子供や少年、少女の将来的可能性と取り組むもの。年配の住民も、農村開発への参加が促される。
- ⑤ 世代間、民族間、新旧住民同士で社会的協力関係を保持、育成することにより、新しいコミュニケーション文化や、相応の「社会的インフラストラクチャー」が誕生し、村の一体感、社会的地元意識や信頼、つまり「故郷」を生み出すもの

(4) なお、配点は、次のとおりであった。

発展コンセプト——経済的イニシアティブ	15 点
社会的、文化的活動	20 点
建築構造物とその発展	25 点
緑化とその発展	25 点
村の景観	15 点

(5) Horst Seehofer・BMELV 大臣は、このコンテストを次のように評した。

「村々は、その村や地方の将来を協力し合って形成していけるような人材を必要としている。このコンテストは、モチベーションを持って、自発的に参加することにより、どれほどの力を発揮でき、社会的問題の解決に寄与できるかを示すよい見本である。」

「優勝者は参加した 34 村の住民たちである。彼らこそ積極的に個人としての社会参加を果たし、農村生活の質を向上させ、実りある農村開発のためには活発な村共同体がどれほど重要であるかを知らしめた。」

(6) 賞状とメダルは、2008 年 1 月 25 日、ベルリンで行われる「国際みどりの週間 (Internationale Grüne Woche Berlin)」の会場で、Seehofer 連邦大臣により各村々の代表者に授与される。

(注) 金・銀・銅のメダルの内訳、コンテストに関する情報は、下記のリンクを参照
www.dorfwettbewerb.bund.de

第2節 連邦・食料農業消費者保護省の取組み

2007年連邦コンテスト「我々の村には未来がある（Unser Dorf hat Zukunft）」の主催者である連邦・食料農業消費者保護省（Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz ; BMELV）の取組み状況について、第2章第1節でも話を伺った第511課長 Ulrich Neubauer 博士に話を伺った。

（コンテストの意義）

問1 このコンテストの意義をどのように考えているのか。

答 どここの国も競争の中に立たされており、ヨーロッパの中でもそういう競争の中に置かれている。特に南ドイツは構造的に非常に小さな企業がたくさんあるということで、大規模な企業に対しての競争状況に置かれている。われわれが避けようとしているのは、フランスのように、フランス全体が休閒地的になってきて農業が衰退していく、そのような状態である。だから、それぞれの農業事業者に対して、質的にも価格的にも競争力を付けられるような状況に持っていきたい。

（評価のポイントの変化）

問2 EUの助成が農業生産から農村地域へシフトしつつあるということになると、このコンテストの評価のポイントや、ゴールドメダリストになるポイントも変わってくるのではないか。

答（1）最初は州ごとにコンテストを行い、各州の一番トップの村が今度は連邦のレベルで競うことになる。しかしながら、バイエルン州とか、北ドイツとかで条件がまちまちなので、結構大変である。したがって、このコンテストの内容も変化してきた。例えば、かつては「金の噴水」を所有する村が優勝していた。要するに、例えばその村自身はパーフェクトだけれども、そこを離れると、農地であるとかはそうでもない、ということでは問題である、という考え方に変わり、今は村とその周りの自治体のエリアも含めてという考え方をとっている。

（2）二つ目の問題は、村の中には、住民として非常にイニシアティブを持った人達が必要と思われているが、そういう人達がいらないような村もあった。このため、「我々の村には未来がある」というこのコンテストを推進できるようなアドバイザー、コンサルタントを送るようにした。

(コンテストに応募することのメリット)

問3 応募した村は、メダルをもらえたらいいが、もらえないところも結構たくさんあるわけで、このコンテストに応募することにどういうメリットがあるのか。

答 その村で多くの人がそれに向いて動く。その場合、村を美しくしようということに関しての一つの動きが見られてくる。例えば、ある農家で隣の農家の屋根が非常にきれいにされたという、それは次の農家にもいい影響を与えるわけである。そういう効果を狙っている。

(参加する村の住民の意欲が高い理由)

問4 資料を読むと、このコンテストに参加する村の住民は意欲が高いとされているが、それはどうしてか。

答 そのような意欲を持ってやろうとしている人達は、それぞれの村でやはり少ない。したがって、コンサルタントを付けて、その辺のところを説明しながら、いろいろと意識を高めるよう、支援している。

(賞を受けた村のその後)

問5 賞を受けた村は、引き続きその状況を維持しているのか。

答 優勝者のうちほとんどが、いまだに美しい村という形である。しかし、確かにすべてではない。ネガティブになっているものもある。

問6 それをどこかの機関が監視しているのか。

答 コンテストに関しては審査員がいて、この審査員がずっといろいろと回って、いろいろな要件を基に採点を付けていくわけであるが、残念ながら条件がひどい村には審査員が足を運ばない場合もある。美しい村と、そうでないところとは、格差が非常に開いてくる危険性がある。

今の傾向として、優勝した村はある種の灯台である。それは光をパーッと放つ。そうした村は、自然に、支援なしでもそのままの姿を保っていける状態になっている。

問7 もし金メダルを受けた状況がなくなってしまったときには、メダルを剥奪する、ということはあるのか。

答 まず結果として、これまでメダルが戻されたことはないし、剥奪された村もない。

毎年一度だけ選ばれ、賞状が与えられ、それに見合った行為が伴っている。即ち、金メダルの村に選ばれると、視聴者の前に全国的に公開され、首長もそれをもらったということで非常に誇りに思っているわけである。したがってモラルも相当影響してくるので、もし金メダルをもらった状態が失われそうになった場合にはモラルが黙っていないであろう。

第3節 バイエルン州政府の取組み

連邦コンテスト「我々の村には未来がある」に、毎回、各州の中で一番熱心に応募しているバイエルン州の取組み状況について、同州 農林省の担当者・Stephan Wiediger 氏から話を伺った。

1 バイエルン州の参加

(1) バイエルン州では、1961 年以降、延べ約 25,000 の村が参加している。

2005 年～2007 年の第 22 回大会に参加したのは 635 村で、バイエルン州レベルでは 635 村中、金メダル授賞が 4 村、銀メダルが 8 村、銅メダルが 9 村であった。

この活動に携わると住民の志気は高まり、協力的になり、村の将来への責任を持つようになる、とのことであった。

(2) バイエルン州大会で金メダルであった次の 4 つの村が連邦大会に参加した。

＊ Bernried (ベルンリード)

Oberbayern (オーバーバイエルン) 県、

Weilheim-Schongau (ヴァイルハイム・ショングアウ) 郡、

＊ Nordheim (ノルトハイム)

Mittelfranken (ミッテルフランケン) 県

Neustadt a.d. Aisch-Bad Windsheim (ノイシュタット・アンデル・アイシュ・バード・ヴィンドスハイム) 郡

＊ Schönaue (シェーナウ)

Niederbayern (ニーデルバイエルン) 県・Regen (レーゲン) 郡

＊ Schönbrunn (シェーンブルン)

Oberfranken (オーバーフランケン) 県・Wunsiedel (ヴンズィーデル) 郡

(3) 連邦大会では、ベルンリードとシェーナウが金メダル、他の 2 つも銀メダルと銅メダルを獲得し、州のレベルの高さを証明した。

2 一問一答

(バイエルン州で参加する村が多い理由)

問1 バイエルン州は、この事業に極めて熱心に取り組んでおられるように思われるが、それはどうしてか。

答 ドイツの州の中で一番参加する村が多いのは、バイエルン州とノルトライン・ヴェストファーレン州の2州であるが、これにはその2州のメンタリティーが関連しているように思う。

バイエルン州は面積で最大の州であるが、大きい都市といえばミュンヘンだけ、都市といえるのはヴュルツブルクとかアウグスブルクぐらいのもので、あとは全部小さな町や村なので、参加できるところがいくらかでもある。

(参加意欲の高い理由)

問2 住民達は、なぜこのコンテストへの参加意欲が高いのか。

答 それは、社会的な価値付けが高いからである。このコンテストのゴールドメダルをもらったということは、それこそオリンピックで金メダルを取ったような価値付けをされており、近くでどこかメダルを取ったという村があれば、自分達もと考える。

また、この段階付けされた全体のシステムが好きな人が多い。まず郡のレベルで応募して、それで上に上がると、次の県のレベルに行く。今度は州のレベルに行く。さらにその上の方へと、どんどん上に上がって行く。一つの同じプロジェクトでどんどん上に上がっていける可能性があるというところが、ドイツ人がみな好きなのところである。

さらにその逆の意味では、低いレベルで賞をもらう可能性はかなり高いわけで、そうすると、上まで行けなくても、うちは郡では金賞を取ったと自慢できるところがたくさん出てくるわけである。

(メダル以外のメリット)

問3 メダリストになることは荣誉であるが、それ以外のメリットは何かあるのか。

答 知名度が上がることである。ことあるごとにそれを肩書きとして付けられることは大きなメリットとなっている。

また、コンテストへの応募に参加してみな一緒になって何か賞を取った村は、その村に住んでいる人達がみな誇りを持つようになる。賞を受賞する村はどこも、村の中のコミュニティのまとまりがしっかりしているところが非常に目立つ。審査に来る日に向けて、みなでいろいろな手分けをして、その日にいろいろな落ち度があってはいけな

いわけであるから、みなが気持ちを一緒にして何かをやっていかなければならない。プレゼンテーションをするときにも、内輪でもめ事があったのではいけないわけで、みなでまとまっていなければならない。そういった形で村のまとまりがしっかりするというところが大きなメリットであると思う。

(メダルを取れなかった村のメリット)

問4 メダルをもらわなかった村は、応募しただけではメリットはないような気がするが、とれなかった村にも何かメリットがあるのか。

答 取れなかった村は、「では、この次は」と大体次のコンテストに向けて意欲を燃やすことが多い。賞を取れずに終わっても、後でまたみなが会合を開いて、これは良かったけれどもここは良くなかった、これはもう少しできるなどといった話合いをするし、次回は、今回内容がよく評点が高かったあの村よりも、うちの方はもっと高い点を取ろうというようなことで、みなでまとまって何かをやろうという意欲がどんどん強まっていくことが大きなメリットである。

(コンテストの意義)

問5 このコンテストを開催する意義は、村の住民の意欲をまとめるきっかけとなることにあると考えてよいか。

答 そうである。

みなで一緒になって何か一つのことをやろうということ、そして、それによって自分自身も成長していくし、また、一つの自治体としても成長していくための最初のきっかけになる、ということである。

村長と村議会の人達だけがどれほど頑張っても、それだけでは絶対うまくいかない。審査に来た審査員達が、村の人達がみな一緒になってやっているという熱気を感じないと点が高くないので、そのためには、やはり村全体が一緒になっていなければならない。

また、やる気がある人達が多数いる村では、今度は逆に下から村議会に圧力がかかることもある。村議会としてこれとこれをやってくれないと、うちは勝てないというような圧力が議会に、すなわち下から上に向かっていく。

(コンテストの参加要件)

問6 このコンテストに参加する基本的要件は何か。

答 参加する条件は、住民数が3000名を超えてはならないということである。

その他には、今年勝った村は次の年は参加できないというような手続き上の条件はあるが、具体的に何をやるとか、その内容については完全に自由である。それぞれの村の人達が自分で考えてやるということで、条件としての内容的なものは何もない。

(事業の例)

問7 事業の例を教えて欲しい。

答 (1) ハードの部分で建設的なものについて今ドイツの地方では、電気等のエネルギーを全部外から入れるのではなく、自分達のところで自給自足に近づけようという傾向があり、そうした事業に力が入れている。

例えば、次のようなものがある。

- ① 地下の温泉を掘って、その熱を暖房に使って、それ以外の普通のエネルギー源を減らして、自分達の村の自給比率を高める。
- ② 内的宅地開発といっているが、新しく家を建てたいというときに、普通だったら宅地として指定されている集落の外の農地の一部を宅地に指定して外に増やしていくところを、もう外には増やさないで、集落の中の今は使っていない建物や、建てられていない所をうまく工夫して新しい人が住める区画をそこに造っていく、といったような、その内部で新しく土地を利用する。

(2) ソフトの事業の例としては、次のようなものがある。

- ① 現在、ドイツの学校は基本的に半日制なので、子供は家に帰ってお昼を食べるが、お母さんが働いていると、お昼の問題と午後の問題が出てくる。そこで、おじいちゃんやおばあちゃんがお昼の食事をちゃんと作ってあげて、午後は学校の宿題を見てあげるといったような、おじいちゃんやおばあちゃんが午後の子供のケアをする社会的インフラを作った。
- ② 心を開くことができない子供達を対象に、馬に乗せたり、乳牛の世話をさせたりすることによって、社会復帰の一助とする。

(コンテストを農業省が所管する理由)

問8 中身は分かったが、なぜそういうことが農業省の事業なのか。

答 農業省が管轄している理由は、次のとおりである。

- ① ドイツ全体でいえば、このコンテストをやっているのは連邦・食料農業消費者保護省 (Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz ; BMELV) であり、BMELV からそれぞれの地区の選抜の指示が各地の州に下りてきている。

- ② このコンテストの対象となる村は、ほとんどが農村で、酪農や放牧が中心となっている地帯である。
- ③ 農林省の所轄の中には村落更新や農村部開発というものがあるが、このコンテストはそれにそのままあてはまる
- ④ 農林省が管理運営しているバイエルン州全土で7カ所ある農村開発局は、結構規模が大きいので、その体制を利用して農村開発局を経由して実際の審査等ができる

(モニタリングシステム)

問9 金メダルを授賞すると何年間かは「ゴールド・ビレッジ」という肩書きを付けることができるそうであるが、受賞後、例として紹介してもらった施設や、午後ちゃんと子供の面倒を見る社会的インフラとかがきちんと維持されているかどうかのモニタリングのシステムはあるのか。

答(1) ゴールドビレッジになった村については、その後何年かして、これは総合的統計的なものだと思うが、

- ① その後どうなっているか
 - ② ほかの村と比べていい状態が続いているのか
 - ③ 何年か経ってから、またもう一度応募したりしているのか
- といったことは調べている。

今までのところ、基本的に、先ほど言った社会的インフラのようなものについても、村がある程度本当にやる気があって、村民達がやる気があってやったところは、それをやっているという力がその中にあるから、基本的に続いている。

また、評価の日に農林省の人間が行ったとき、審査委員会の人達は複数であるから、説明を聞いている人達のほかに、横に何人もいろいろな人がいて、話の傍らで村民に話を聞いてみたり、子供の話を聞いてみたりすることによって、オフィシャルな意見だけではない、実際にこれはうまくいっているのかというところは大体察しがつく。そういったものも含めて評価になり、最終的にゴールドになっているので、そういったところでは基本的にうまくいっている。

(2) このコンテストの募集要項の発行や応募受けは農林省がやるわけであるが、農林省がやるということは、授賞式で授与するのは農林大臣ということになり、また、授賞式が行われるのはバイエルンの王宮の中の広間で、それは通常バイエルンを訪れた国賓だけが入る場所であるから、そこに呼ばれて農林大臣からメダルをもらうというのは、やはりすごい名誉なことになるわけである。だから、みなやる気が出るし、そこでマスコミにも大きく報道されるので、維持できないと大きな屈辱になるわけで、そうしたことも維持され続けていく所以となっている。

第4章 子供に対する農業理解の醸成

第1節 バイエルン州における子供達の農業への理解醸成

バイエルン州では、子供たちは「将来の大事な消費者」であるとして、子供たちの農業に対する理解の醸成に力を入れている。また、そうした子供たちにきちんとした対応ができるように、農家の主婦の教育や資格の取得に対し、出先機関である農林局を通じて、きめ細かな支援を行っている。

そこで、同州農林省の **Gisela Hammerschmid** 氏を訪問し。

- ① 子供たちの農業への理解を深める事業
- ② 農家の主婦として得られる資格（家政士）

について調査を行うとともに、関連する

- ③ バイエルン州農林局
- ④ 農家のマイスター資格
- ⑤ バイエルン州における農業への都市住民の受け止め方

についても、話を聞いた。

1 子供たちの農業への理解を深める事業

（「農家で休暇を」事業）

（1）子供たちの農業への理解を深める事業としては、「子供の農村体験」事業や子供連れの家族をターゲットにしている「農家で休暇を」という民宿のプログラムなどがある。

子供たちが滞在している間、一緒に納屋に入って仕事をしてみたりとか、農家にいるウサギなどの動物に餌をあげたりして、農業を実際に体験させることにより、都会に住んでいる人たちが農業に全く関係のない人たちでも、両親も子供たちも両方とも、農業はどのようなものなのかということを現場で学ぶことができるわけである。例えば搾乳農家で、乳牛というのは毎朝毎晩乳を搾らなければならないのだということも、そこで体験して初めて分かるわけである。

（農家で誕生日パーティー）

（2）今、非常に人気があるのは、農家で子供の誕生日パーティーを開くことである。ドイツでは、子供の誕生日というと、子供たちをたくさん呼んでパーティーを必ず開くが、それを農家で開くようにするのである。

誕生日を迎える子供とその友達がまとまって農家を訪れて、それを受け入れるのは、農業学校家政講座でそういったことを勉強した女性がいる農家である。いろいろなプロ

グラムを用意する。例えば、誕生日の子供にみんなで歌を歌って、その後、農家の中をいろいろ回ったり、納屋に行ってみたり、動物に餌をあげてみたりというプログラムを全部組んで、子供たちに遊びながら体験させる。

(子供たちの受入れのためのセミナー)

(3) このための講座は、農業学校家政講座の正式な講座ということではなく、農業学校家政講座に置かれている家政担当部署がやっているセミナーの一つであるが、それを受けると証書がもらえて、追加の特別な資格のような位置付けのものになっている。

その中で、子供たちを受け入れるとなると、保険の問題など、いろいろな法的な問題もきちんと知らなければならないし、お金をもらってやるわけであるから、営業行為としてやる場合に必要な知識を全部そこで覚えなければならない。女性たちは、それを全部学んでいれば、証書受領後は独立して、商品としてそれを売ることができるようになる。子供達の希望を聞いて、すべて準備してあげることができるようになるわけである。

今はもうEUからの助成がなくなってしまったが、過去においてはこの講座を受ける受講料の一部が補助されていた。

(助成金)

(4) 「農家で休暇を」事業で民宿をやる場合、人を泊められるようにするために改築して新しく部屋を造ったりしなければならないが、そのような投資が必要な場合には助成の可能性がある。EUの資金と、ドイツ連邦の資金と、州の資金を全部合わせた形で助成金が出ている。しかしながら、ただ純粹に子供のパーティーをやるだけでは部屋を造る必要はないので、助成措置はない。

1－2 一問一答

(農家での誕生日パーティー)

問1 子供のパーティーを農家でやるということを考えたときに、親としては、どの農家がそういうことをやってくれるのかを、どうやって知ることができるのか。

答 基本的には行政サイドでそういった個別のサービスについての宣伝をすることはできないので、個々の農家の女性が自分でホームページを作って宣伝し、そういった宣伝活動によって一般の両親たちはそういった可能性を知ることとなる。

セミナーの講座の中では、どのように宣伝すればいいのかということも、内容として教えている。全部自分で商品を作って宣伝して、お客さんをちゃんととってくるところまで完全に自立して出来るようになるよう、その講座で教えている。

(州農林省、農業団体、農家の協力関係)

問2 バイエルン州農林省、農業団体、農家は、「農家で休暇を」のような事業を実施するにあたって、どのようなパートナーを組んでいるのか。

答 (1) この特定のテーマについて、協力や提携といったことはない。

農家連盟 (Bauernhof Bund) が定期的に子供の日のようなものをやるが、それは農業のイメージ向上のための催し物であって、そこに協力した農家の人たちは、協力したからといってお金がもうかるわけではない。単に農業のイメージ向上のために団体としてやっている行事である。

バイエルン州農林省としては、個々の農家の人たちに新しい収入を得させたいというところが政策の目標となっているだけである。

(2) 比較的新しい、やはり子供を対象にした農林省のプログラムとして、「学びの場としての農場」事業がある。これは、具体的には農家の女性たちにこういったことをやるための能力・技能を付けさせるものである。

「学びの場としての農場」は、幼稚園や小学校、それよりも上の学年も含めて、学級単位で農家に来て、何時間か農家で時間を過ごして、いろいろなことを学ぶ、あるいは何日間か滞在する可能性もあるものであるが、そういったものを、商品として学校などに提供できるようにするための教育訓練のプログラムである。これは学校のカリキュラムの中にちゃんと組み込まれて、授業として学級単位で行くものであり、農家側としてはそれを一つのサービスとして提供して、それについて学校からお金をもらうということである。

(3) 今行っているのは普通の小学校などであるが、将来的には、省が行うセミナーに参加してそういったことを覚えた農家の女性たちが、そのようなものを商品化して、それを各学校や教育機関に売り込んで、それをいいと思った教育機関がカリキュラムの中に組み込んでやっていく、というところまでもっていきたい。

(4) セミナーは、今2回目を行っていて、1回目は30人、2回目は60人が参加して行われている。同じ方向性を持つプログラムはドイツ全体にもあるし、オーストリアにもあって、基本的な路線は皆同じである。バイエルン州では、各地にある農林局でこういったセミナーを受けることができる。

子供たちに力を入れ始めているのは、子供たちは将来の消費者になるわけであるから、牛乳がどこから来て、どのようにできているのかということを、現場でじかに体験させるためである。

(5) 新しい事業と言っても、基本的にバイエルン州の方が新しいとか、いいという点があるわけではなく、ドイツではこのようなことの実践は各州レベルで実施していくということなので、基本的な目的・目標とその内容はほぼ同じである。バイエルン州の場合は各地に農林局という行政上の枠組みがあるので、それを利用して実現していく具体的な形がこうなっている。、私たちは具体的に女性たちを教える立場にある。

(先生たちとのコンタクト)

問3 この事業に関して、先生たちや先生たちの団体などと接触したことはあるのか。先生たちはこういう事業をやることについて、どう思っているのか。

答(1) 最初にプログラムを発表し、最初のそういった農場(学習農場という呼び方をしている。)のオープニングのセレモニーが行われたとき、バイエルン州の農林大臣と文部大臣が二人で出席しているから、それ自体がバイエルン州の省のレベルでの両省の関係を示している。

しかしながら、具体的な学校への働きかけという点での農林省と文部省の間の連携はまだ始まったばかりで、具体的にはほとんど行われていないが、このような学級を受け入れて、学習農家としてやろうとしている農家たちが集まったグループがあって、そういった人たちが具体的に学校の団体などにアプローチをしている。

(2) バイエルン州の農業省と文部省の間では、基本的に同じ目標設定なのであるから、比較的そういったところにオープンなのではないだろうか。

(先行事業)

問4 この事業の前にも、この種の事業はずっとやっていたのか。

答 省の方でこのような訓練やセミナーをやるということは、これが初めてである。

もともとドイツでは、生徒たちが農家に勉強に行き、2週間農家の体験をするということがカリキュラムに含まれている学校もあったので、そういった学校の生徒たちをもともと受け入れていた農家は、ある程度の数があったわけである。新しくこのプログラムが始められたことによって、それまで数が限られていた受け入れ農家の数が、今は広がってきている。

(農林局との関係)

問5 各地区の農林局では、例えば学校の先生が、子供たちを連れて農場に行きたいという照会をすると、世話してくれるとか、紹介してくれるということはしているのか。

答 問い合わせがあれば答えると思う。

一般的には、各地区の農林局のホームページに、そういった学級の受け入れをやっている農家が集まっている団体のホームページへのリンクが付いているので、そこにアクセスすれば、農家のリストが出てくる。

なお、通常、局で働いている人間であれば、農家とのコミュニケーションがあって、どこでどんなことをやっているか詳しく知っているので、先生達のいろいろな質問にも十分答えることができる。

(事業の効果)

問6 これまでこうした事業をやってきて、子供たちの農業の理解は深まったのか。バイエルン州の子供たちは農業のことをよく理解していると思っていのか。

答 農村部の子供たちが農家のことをよく理解しているのは当然であるが、都市の子供たちの農業に対する理解度は、その子が通っている学校の先生がどういう立場をとっているかによる。先生たちにしてみれば、そういういろいろな可能性があっても、それをやらなければやらなくても差し支えないわけで、そういったことをやる先生に教わるのか、また子供たちに農業についての話をするときによいように子供たちに話を先生なのか、等によって、その子供たちがどこまで理解するかはまた違ってくる。

民宿の「農家で休暇を」というプログラムは、家庭単位で行けるプログラムである。両親がちゃんと子供たちとそういったところで休暇をしていけば、理解はすごく深まるわけである。したがって、かなり個別の差があると思う。

(先生達の取り組み)

問7 先生たちも農業に対して理解があつて、かなりの割合の先生たちがこういうことに前向きに取り組んでいると考えていいのか。

答 具体的な数字は分からないが、比較的高い理解は得られていると思う。

例えば、このプログラムは受け入れ度が非常に高くなっており、そういった希望者が多いということは、一方で、学校側からもそういった需要があるということである。学校の先生たちも農業をただ教えるということだけではなく、一緒に農場に行つて、子供たちと一緒に何かを体験することによって、子供のソーシャル・アビリティも高めることもできるし、子供と教師の間のきずなも強めることができるので、そういったところも評価されていると思う。

学校の先生たちは、財団法人・「情報・メディア・農業 (Information.medien.agrar e.V ; i.m.a) やドイツ農業中央マーケティング協会 (Centrale Marketing-Gesellschaft der deutschen Agrarwirtschaft mbH : CMA) などの農業団体が作っている優れた教材がたくさん手に入るの、それらをうまく使って、いろいろな科目に農業というテーマを組み込むことができている。それは生物の授業でもいいし、技術的なものにも組み込むことができるだろうし、そしてまた一般的な意識の中に農業というものが非常にはっきりと意識されていると思う。今の農林大臣も非常によくメディアに出る人であるから、そういうこともより広い受け入れにつながっているのではないかと思う。

これは一つの例で、農林省ではなくてバイエルンの農家連盟が主催したものであるが、アルゴイの山の地方では、春の時期に山の上の方にある牧草地に牛を上げる「山上げ」という年中行事的な作業があり、それを、ミュンヘンのオリンピック公園の中にある、がれきを山にしてその上に土をかけた丘で、シミュレーションのような形で実際に牛を上げて行ったことがあった。そういうことをすると、話題になるし、ものすごく報道もされるので、そうしたことも農業への理解を深めるのに役立っていると思う。

(事故等への対応)

問8 こういう子供達の受け入れ事業をやっていると、子供たちが牛にかまれたとか、転んでけがをしたとかいうことが起き、親が農家に「賠償しろ」といったような文句を言ってきたりすることはないのか。ドイツでは、農家の側は、なぜ早く子供達をうけいれているのか、どんなメリットがあるのか。

答 まず、収入面でのメリットが一番大きい。

うまくいっているところでは、半年先まで予約がいっぱいというところが多いので、そうすると収入としてもかなりの額を見込むことができる。事故が起きた場合の賠償問題などは、保険等によってすべてカバーしている。また、それだけの数を受け入れてい

るところでは、もちろん子供たちがけがをしないようにいろいろな策を既に施してあるし、経験も豊かで、基本的にはそういう事故がまず起きないようにしている。

農家の女性の立場から見て重要なのは、農家の女性に、そこでちゃんと自分の収入源となる仕事があり、その職場が自分の住んでいるところにあって、自分の仕事によって収入が得られるということである。

(農家民宿のコンセプト)

問 9 日本でも農家民宿は大分やってきて、曲がり角に来ているような感じがしているが、バイエルン州ではどうか。

答 バイエルン州で農家の民宿に関してこれまでも非常に重要であったテーマは、「どこに宿泊客のターゲットを絞るか」ということである。例えば、子供連れの家族をターゲットにしたところとか、健康をテーマにしているところとか、農家ごとにターゲットを決めて、その設備等を変えていく必要がある。

あとは、宿泊とか農村の全体的なクオリティーである。そういったところがはっきりうまくできるようになって、バイエルンの農家民宿は非常に成功している。

以前は農家に泊まるというだけでも一つの体験だった時代もあったが、今はもうそれだけでは駄目である。

(条件不利地域における女性の役割)

問 10 日本の中山間地域では、過疎化、高齢化が進み、それを防ぐ、せめて維持する方法はないかが課題になっているが、条件不利地域における女性の役割について、どのように考えているか。

答 やはりそういった中では女性の役割が非常に重要になってきている。女性が何か自立してしっかりできるような状態であれば、子供たちもまたそこに残っているが、女性たち自身があまり重要でないということになると、子供たちもどこかに行ってしまうことになるだろう。

2 農家の主婦として得られる資格（家政士）

Gisela Hammerschmid 氏の担当している部署は、「Hauswirtschaft（そのまま訳すと「家政」）」で、これは農家の家政という意味であり、農家の女性たちが農業と組み合わせた形で新しい収入源を得ようとする活動を始めるときに助成をする部門である。

ドイツには、農村の主婦を対象とした「家政士」という資格があるということだったので、「家政士」及び家政士による子供たちの農業への理解を醸成するための活動の状況について調査した。

（農家の女性への支援）

問1 農家の女性に対し、どのような支援活動を行っているのか。

答（1）この支援または助成は、農家の女性たちの教育訓練を行う、というものである。

一つの事業を行うためには、やはり経営的な知識、ノウハウ等が必要になるので、その知識・能力を女性たちに身に付けさせるということである。

農業と組み合わせたコンビネーション（＝副収入源）の可能性には、「農家で休暇を」という形での「民宿」、「直接販売」、子供たちを対象にした「農家体験」、農家の女性たちが料理を作って、どこかでパーティーをやるときにそれを届けてお金をもらうといった「家政サービス」、といったようなものがある。

（2）私は、基本的に農家の女性たちに知識・ノウハウ・能力を与えていく教育・訓練を担当している。それらがないと、さまざまなプロジェクトも実行できないので、そのような能力を身に付けさせることがまず大前提になっている。もちろん農家の女性だけではなく、農産物の直接販売ということになれば男性も絡んでくるが、純粋に農業による収入ではなく、副収入源を得るような仕事というのは、基本的に農家の中の役割付けとしては、ほぼ女性たちが行うものであるので、女性たちにそういうことができるような知識・能力を与えることは大事なことである。

（農家の女性が学べる公式な職種）

問2 副収入をあげられるように助成するということは、ドイツの場合も、農家は農業だけではなかなか食べていけないので、要するに副収入をあげないと成り立っていないということを意味しているのか。

答 そういうことである。

もちろん農家の中にはこういった副収入源がなくてもやっていけるところもあるが、そういったところでも重要になってくるのは、農家にいる女性たちが学ぶことのできる

公式な職種、訓練をされた資格としての職種がいろいろある、ということである。そういった職種を学んだ人たちが、その職種で実際に、しかも自分の住んでいる農家で収入を上げることができるという可能性があるのであれば、それが理想的なわけで、それがまた女性の自信にもつながるし、女性の位置付けを高めることにもつながることとなる。

問3 農家の女性の仕事が、農家の男性がやっている仕事とは別に独立して存在している、ということなのか。

答 ドイツでも、基本的に兼業農家と専業農家があつて、かなりの部分が兼業農家である。そうすると男性の方は、家ではもちろん農業をやっているが、外でも仕事を持っているので、外の仕事で時間を使っている。一方女性たちは、ある意味で独立した形で、自分の住んでいる農家で、別の自分なりの収入をあげる道を見いだしていくわけである。

もちろん独立しているからといって、何でも勝手にできるわけではなく、当然のことながら、夫や姑にも納得してもらわなければならない。

また、今農家をやっている世代の下の代の息子と結婚した若い女性たちは、主婦をしているだけ、ないし農家の奥さんというだけでは満足してはいない。皆、何か自分の役割、自分の仕事が欲しいという願望を持っている。

(農林局の職員の活動)

問4 農林局の職員の人は、直接農家に行つて、農家の人と話しながらそうした相談に乗っているのか。

答 そのようなことも行っている。

ただ、農林局の方から行くだけではなく、局の中でセミナー、講習会のようなこともやっており、そこに農家の女性たちが集まってくることもあれば、農家の女性たちを対象にした家政学校のようなものを行っているところもある。

女性向きの農業学校家政講座は、47ある農林局の全部に置かれている。

(家政士資格)

問5 その学校を出ると、なにか資格がもらえるのか。

答 この農業学校家政講座を卒業すると、「家政士」の卒業証書がもらえる。

一方、その職種の資格を取るための公式の試験がちゃんと別にあつて、それを受けて受ければ、その職種の資格がもらえる。その試験を受けない場合には学校の卒業証書がもらえるだけであるが、それはそれで、この公式な農林局のやっている農業学校家政講座を卒業したという資格である。

（参考）農場体験の一例；アルヒエ（Archehof）農場の場合

（１）農場見学

- ・ ５月から１０月の第一日曜日に開催。
- ・ １０：００～１２：００
- ・ 一人３ユーロ（６歳まで無料）
- ・ 農場での様々な作業を見学することができる。
- ・ 農場で飼育している動物とふれあうことができる。
- ・ 農場見学を申し込む際、予約は必要ない。

（２）子供の誕生会

- ・ ６歳までの子供は農場で誕生会を開くことができる。
- ・ 子供たちはお友達や、自分の招待客を連れて来ることができる。
- ・ 両親はその間リラックスしてもらう。
- ・ 農場側で子供たちにとって忘れがたい体験となる一日を提供する。
- ・ 期間は４月から１０月まで、お楽しみは３時間で、基本的には１５：００～１８：００。
- ・ 内容的には、まず動物とのふれあい（えさやりと動物の世話の手伝い）で、その際、動物の行動パターンやそれぞれの習性などを学ぶ。
- ・ 食事の場所は「農場バーガー」レストランで、スペシャルバーガー（農場手作り）を自分で調理して食べる。
- ・ 飲み物は、ミネラルウォーターとリンゴジュースを用意。
- ・ 子供誕生会の費用は１０人までで１４０ユーロ。一人増えるごとに１０ユーロ追加。

参考 1 バイエルン州農林局

(農林局等の配置)

(1) バイエルン州では、州内に 7 つの農村開発局や 47 の農林局を配置し、農村の人達に対するきめ細かなサービスを行っている。

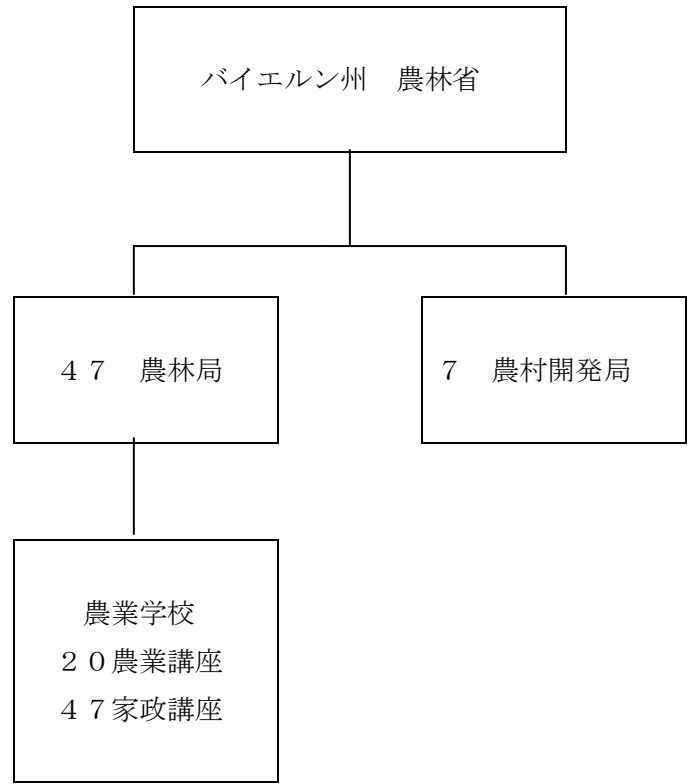
バイエルン州には 7 つの県があり、その下に 99 の郡がある。したがって、各県に農村開発局が 1 局ずつ (注)、おおむね 2 つぐらいの郡ごとに一つずつ農林局が置かれていることになる。農家の数でいうと 1 農林局当たり 2500 軒ほどである

(注) 農村開発局の所管区域は、一部県境を越えているものがある。

(2) 47 ある農林局のうち、20 の局には農業学校農業講座が、全部の局に農業学校家政講座が敷設されている。

ドイツでは資格として正式に認められている職種があるが、その「農家」という職種の訓練を受けることができるのが、この農業学校農業講座であり、主婦が副収入を得ようとする際に履修が求められるのが農業学校家政講座である。

図 バイエルン州の農業関係地方組織



(農林局の業務)

(1) 一つ目の役割は、助成金を受けるときの直接の窓口になることである。

所轄している郡の中の農家が、例えばEUなどの助成金を受けたい場合に、その申請を行って、さらに支払いを受けるのは農林局である。助成金という農業行政を行う現場の窓口になっている。

(2) 二つ目は、耕作および家畜の飼育に関する相談窓口になることである。

(3) 三つ目の部署が、地区の構造開発および家政関係の業務である。構造開発業務というのは、例えば、どこかの農家が近くに農道を造りたいとか、そういった構造的な何かの要望が出てきたときに、その要望に対する見解書を作ったり、見解を表明したりするものである。

(4) 四つ目は家政業務で、農家の女性たちに対する様々な教育・訓練などの業務である。

(5) 五つ目に、相談役になるような人たちが集まっている部署がある。例えば、農業技術の関連の相談や、バイエルンで非常に盛んになっているバイオガス系の装置の運営に関する相談を受けたり、さらには馬の飼育に関する専門的な知識を持った人や、養蜂農家を専門に扱っている人などがアドバイスを行う部門である。

(6) 六つ目に、農村振興という意味における構造開発を担当している部署もあって、それは村の更新やイノベーション、その地区の力を強めるためのプロジェクトを行っている。例えば、バイエルンと国境を接しているチェコとまたがった形でのプロジェクトをやるとか、そういったところを担当している部署もこの局の中にある。

(農林局の組織)

(1) 農林局の職員数は、局によって非常にばらつきがある。

25人程度の非常に小さいものもあれば、局によっては100人を超えているところもある。それはそれぞれの局が所管している郡がどのくらいの規模であるか、そこに何件の農家があるかによっても変わってくる。100人を超えるようなところでは、もちろん農業学校も付いていて、その教職員もいれば、特殊な農業の専門分野の特殊な知識を持った相談員がいたりして、農林局によってかなりの差がある。

(2) 一番スタッフの数が多いのは助成金の部門である。やはり助成金の作業というのは、お役所の書類上の手続きが非常に面倒くさいものである。それ以外の人たちは、教職員でありながら、相談員でもある。

参考 2 農家のマイスター資格

(職種としての農家)

(1) ドイツでは、商工会議所等に登録されている正式な職種が何百とあり、各職種ごとにきちんとした職業訓練があつて、最後の試験を受けると、その職種を身に付けたという証書を得ることができる。これがドイツの基本的な職業体系である。

その中の一つの職種として「農家」というものがあつて、その資格を取るためには、この農業学校に行かなければならない。農業学校を卒業して、試験に合格すれば、正式な農家としての資格（マイスター資格）をとったことになる。

(2) もちろん正式な農家としての資格を持っていなくても農家はできるが、現代の農家をやっていくためには専門的な様々な知識が必要なので、基本的にきちんと農業をやろうとしている人たちは、ほとんどその学校に行っている。ドイツの職業訓練は、最初3年間訓練を受けて一つの職種の技術を身に付けるということであるが、その次の段階がこの農業学校である。

最初は16~17歳で、自分が農家の出身であつた場合、自分の家ではなく、他の農家で研修というか、見習いを始める。それは公式な職業訓練の一環で、その3年間で終わると「農家」という資格を得ることができる。それをランドヴィルト（Landwirt：農民、農業経営者の意）というが、農業経営者の資格を取った上でこの学校に入る。この学校を終えることが、その後マイスター試験を受けるための前提条件になっている。

(マイスターのメリット)

(1) ドイツの職業訓練のシステムでは、マイスターになって初めて見習いを雇うことができる。マイスターになっていれば、新しい若い人を教えてあげるために雇うことができるので、人手を獲得することもできるわけである。

ステータスの面でも、ドイツではマイスターになればステータスが高く、社会的に尊敬されることにもなる。

また今は、農家の息子といえども必ずしも最初から農家の見習いとして農家になるための職業訓練を受けるのではなく、若い男の子たちは自分は自動車工になりたいとか、将来性のことも考えて、ほかの職業を学ぶ子たちも結構多い。そうした中で、やはり自分の家は農家なので、農家も続けていきたい、農家をやっていくための知識も身に付けたいのだが、正式にやるとなったらまた3年間見習いをやらなくてはならない、ということになるので、そうした人たちのために、夜学のような感じで、農林局で夕方やっているコースに通って、それが終わると最後に試験を受けて、見習いを3年間やったのと同じ資格を取れる可能性も用意されている。

(2) マイスターのところで3年間見習いをすれば正式な経歴になるが、マイスターではない人のところで見習いをやっても、資格につながらない。マイスターではない人も人を雇うことはできるが、通常の従業員として雇うことしかできず、見習いとして公式に雇うことはできない。見習いの若い人たちは、教えてもらっているわけだから、給料がすごく安くてもいいが、通常の従業員だと普通の給与を払わなければならないので、現実的にはマイスターではない人が従業員という形で人を雇うことは難しい。

(注) マイスター(Meister)制度について

マイスター制度は、ドイツの産業発展に大きな役割を果たしてきたとされる資格制度である。

マイスターになるには、見習い工として就職しながら職業学校に通い、または1年間のワルツ（放浪修行）をし、専門知識や技術を習得し、次段階の熟練工の試験を受け、熟練工になった後も3～5年間技術の研修を積んでマイスター試験を受ける。法律で定められた職種についてはマイスターの資格がないと開業できない。ワルツ期間中は、いかなる事情・理由があろうとも出身地の半径50km以内には立ち入れない規定まであり（親族の死に目にさえ立ち会えない）、最近、「ワルツ義務は時代遅れでは」との声が上がり始めている。

近年、日本でも、ドイツのマイスター制度に倣って、地方公共団体などで職人に対してマイスターの称号を授与することがある。

出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

参考3 バイエルン州における農業への都市住民の受け止め方

(農業に対する都会の住民の理解)

(1) 最近、バイエルン州といえども農業の産業としてのウエートがかなり下がっているため、手厚く農業に対する支援をすることに対して、ほかの産業の人や、一般の都市住民の人から、農業にそんなにお金を使うべきではないのではないかという声もない訳ではない。

(2) しかしながら、農業は極めて大量の雇用口を確保する業種である、ということが、バイエルン州の基本的なスタンスになっている。

これは純粋に農業に従事している農業従事者だけではなく、その上流産業や下流産業にも多くの雇用口がある、ということである。例えば上流産業というと、新しい家畜小屋を造る場合、そこに設置するいろいろな機械や設備を造っている業界もあるし、民宿プログラムをやるとなれば、人が泊まれるように改築などいろいろなことをする供給業者もいる。下流では、乳製品加工工場などもある。それらを全部合わせて農業に関連している就業者として数字でとらえると、バイエルン州の中では自動車産業、技術系の機械製造に次いで、3位に来ている。したがって、政治的にも十分な理由付けになる。

(3) もう一つの観点としては、農家が農業を営んでくれることによって、農業景観が維持されている、ということがある。これはバイエルン州の観光業にとっても非常に重要である。

(4) また文化的にも、このバイエルン州という土地の伝統を守っていく上でも、農業が維持されていることによって初めて、それぞれの地区の伝統芸能なども維持することができている、ということが広く理解されている。

バイエルン州には、地域のいろいろなお祭りや行事があるが、バイエルン州だからといってどこでも一緒というわけではなく、バイエルン州の中でもそれぞれの地方独特の行事など、いろいろなものがある。今週の日曜日(9月23日)にオクトーバーフェストの最初の行進があるが、日曜日の行進は民族衣装の行進で、今でもバイエルン中からそれぞれの地区の民族衣装を着たグループの人たちが集まって、行進するので、どのくらい多様なものかということを見ることができる。こういったものも、農業があることによって維持されているのである。

第2節 学びの場としての農場

－ 財団法人 i.m.a 調査結果 －

ドイツにおいては、農業に対する一般都市住民の理解や、子供たちに対する啓蒙といった業務は、連邦や州の機関ではなく、農業団体が担当している。そこで、財団法人・「情報・メディア・農業（Information.medien.agrar e.V； i.m.a）」の担当者である Hubert Koll 氏を訪問し、i.m.a が連邦・食料農業消費者保護省（Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz； BMELV）の補助を受けて実施したプログラム「学びの場としての農場」を始めとする子供の農業への理解を醸成する取り組みについて調査した。

1 i.m.a について

（i.m.a の設立）

（1）i.m.a は、40 年前に、農業団体の支援の基に設立された「農業の知識を伝達し、農家と消費者の対話を促進させる」ことを使命とする財団法人である。当時、既に農業に関して知識を持たない人が増えているという状況があったので、そうした人たちに農業に関する理解、知識を深めてもらうための団体が必要、とされたからである。設立当初から、農に対する知識は早い時期、すなわち子供のうちからその良い側面を知ってもらうことが重要である、という認識に立って、子供たちへの啓蒙活動に力が入れてきた。

（i.m.a の子供教育における役割）

（2）i.m.a は、まず子供たちへの授業で農業を取り扱うときの教材を提供するという役割を担っている。

例えば、一番初期の段階である 4～6 歳児向けの教材から、年齢が高くなるにつれて詳しい情報を、授業の内容に沿って提供している。

i.m.a が新しい教材を準備する際に最初に着目するのは、学校のカリキュラムでどのような教材を使っているかということである。その教材の中で欠けているのはどういうことかということ把握した上で、新しい教材を準備している。新しい教材を準備することは、学校の先生にとっては結構高くつくことになるので、それを i.m.a のホームページから無料でダウンロードできるということで、コストの面からも歓迎されている。

（3）i.m.a の業務はもう一つあって、子供たちや青少年たちは絵本や教科書の中の農業しか知らず、実際の農業との距離が離れすぎているので、農業や農家を実際に体験し理解してもらう機会を与えることを支援することである。現在は、そちらの方が重要になっ

確かに子供向けの本の中には農家の絵や写真が見られるが、往々にして古い農家が示されたりしているので、実際の農家・農場は、現在どのようになっているかということを実際に体験してもらうのが、i.m.a の目標である。その場合に重要なのは、単に子供たちが目で見たり、耳で聞いたりするだけではなくて、実際に触ってみる、農場のにおいを鼻でかいでみるということで、特に家畜などに触ってもらうことを重点にしている。4歳位の幼稚園のときから始まって、多くの場合には6～10歳ぐらいで訪れる回数が多くなる。15～16歳となると、訪れる回数はあまり多くはなくなってくる。

農場訪問には、授業の一環として1～2時間という短時間の場合もあるし、一日中農場にいる場合もあるし、長期間滞在して実習する場合もある。さらに、1年のうちに何回か行って、有益植物が実際にどのような成長を遂げるかを見てもらうものもある。

(農家の受入れと「学びの場としての農場」)

(4) しかしながら近年、そうした子供たちを受け入れてくれる農家がだんだん少なくなってきたおり、また、子供たちを農家に連れていく先生の数も少なくなってきた。

こうした認識を持ったので i.m.a では、BMELV に働きかけ、2年間のプログラムとして、BMELV から補助金をもらい、こうした状況を改善し、障害を取り除くためのいろいろなプロジェクトに取り組んでいくことになった。

(5) それまでにも、やはり農家の数自体が少なくなりつつあったし、また小規模農家の代わりに大規模農家が増えてきたことによって、いわゆるボランティアという形で無償で子供たちを受け入れることに対して、農家の協力が得られない状況になってきていたので、2001年に BMELV の大臣が交代して緑の党の出身者になり、環境指向型になったこともあって、BMELV にそのことを訴えたわけである。

(BSE の影響)

(6) 2000年にドイツで BSE が発生したことも、プロジェクトの必要性を高めた。

子供たちにとってはあまり関係がないことであったが、メディアが農家の状況を非常に否定的な報道を続けた、ということがあって、i.m.a の立場からすれば「農家のよい側面を一般消費者に分かってもらうためには、やはりこのようなプロジェクトを行うべきである」という主張の説得材料になった。

その当時のメディアは、BSE の発生を機に、農家では、牛を何百頭も囲うようにして飼っており、非常に残酷な飼育状況である、というような報道をしていた。実際には、そのような大規模農家があったのは東部ドイツの方だけで、普通の農家はせいぜい 40頭～100 頭位までだったので、そういった実際の農場の姿を積極的にアピールするという面でこのプロジェクトは有効であることを、われわれは BMELV にアピールした。

(7) なお i.m.a は、農家の人たちの分担金、あるいは農民連盟からの賛助金で成り立っており、基本的には、BMELV とは一切関係がなく、補助金は一切もらっていない。この 40 年間で BMELV から補助金を受け取ったのは、このプロジェクトのときが初めてである。

2 一般国民の農業の受け止め方アンケート

一般国民、非農家・都市住民が農業をどのように受け止めているか、非常に大きなテーマなので、i.m.a では、5年に一度、そのことに関してアンケート調査をしている。アンケート調査は本年4月に行われ、8月に最終報告書が出たところなので、この最近の調査についても、話を聞いた。

(注) 以下の i.m.a のホームページでこの結果を見ることができる。

<http://www.ima-agrar.de/images/DasImagederdeutschenLandwirtschaft-2007.pdf>

<http://www.ima-agrar.de/Dateien/IMAGE2007Praesentation-Folien.pdf>

(アンケート調査実施方法)

(1) アンケート調査は、地域や年齢などを平均して選んだ 1080 人を対象に、電話によるアンケートで行った。質問を i.m.a の方で準備し、実施は「エムニット (Emnid)」という、ドイツで最大のアンケート会社に委託した。

アンケート項目は、これまでの経過が分かるような大体同じような質問の部分と、新しい質問の部分があって、新しい質問の部分は、今回は特にバイオフィューエル、農業と環境、気候変動といった点にポイントが置かれていた。

(農家に対する国民の受け止め方)

(2) 調査結果では、次のようなことが示しているように、ドイツの一般的な国民は、農家に関しては非常に好意的な考え方を持っていることが明らかになった。

① 最近、確かに食料品のスキャンダルがよく出ているが、国民は、そういうスキャンダルの原因は、あくまでも卸の人たちが招いているのであって、農家の人たちはそれには関係がない、と受け止めている。

② 最近になって食料品の値段が上がるということがあって、メディアで非常にセンセーショナルに伝えられた。食料品の値段が上がることについては、国民からは一般的な理解が得られている一方、国民は、その上がった分の価値、利益は、農家に還元してほしい、いわゆる悪徳卸業者の方にその利益が回るようなことがあってはならない、と考えている。

なおドイツでは、食料品の値段は、ここ 40 年間、横ばいか、あるいは下がる傾向にあって、値上がり前の値段は、20 年前、30 年前に比べると安くなっている。

(アンケートテーマの変遷)

(3) 長年にわたってこういった調査を行っている関係で、国民が意識していることがこの何十年間で変わってきていることが把握できるようになっている。

例えば 80 年代、国民が農業に関して関心を持つ分野は、農薬や肥料、あるいは水質

保全であったが、現在そういったテーマは、非常に多くの広報活動、啓蒙活動、それから農薬の製造技術等が改善された関係で、問題にはならなくなっている。

最近になって注目されているのは、動物虐待と家畜である。多くの国民が犬や猫をペットとして飼っており、そうした人たちの中には、養豚場で 1000 頭位の豚が狭い所に詰め込まれて飼われていることに対し、感情的に受け入れられない人たちが少なくない。そういった国民の感情的な部分を情報活動を通じて解決していくことが、これからの i.m.a の大きな課題の一つである。

3 質問に対する i.m.a からの回答

訪独に先立ち、調査機関にあらかじめ質問事項の概要を送っておくのが当センターの方式であるが、i.m.a の担当者である Hubert Koll 氏から、訪独前に回答が寄せられたので、それを掲載する。おかげで、調査当日は、さらに掘り下げた調査が可能になった。

問1 「学び場としての農場」は、「ドイツ国民に農業の意義を伝達する」ことが目的とのことであるが、教師の方もそうしたコンセプトを共有しているのか

答 (1) 「学び場としての農場」という考え方が誕生したのは、本来、農業の広報活動の一環として 40 年ほど前に i. m. a. が創設されたころに由来する。農業とは縁のない子供たちや教師に近代的農業を紹介することが目的であった。

(2) 農業は、教師にとっても様々な教科のあらゆるカリキュラムに登場する。素材としては、例えば「私たちの穀類」「(穀物の) 粒からパンへ」「植物はどうやって育つの?」「我々にとって有用な動物」などである。これらのテーマは、義務教育課程に含まれている。すなわち、教師が授業で取り上げなくてはならない教育材料なのである。

(3) しかし、農場を訪問することは、推奨はされているが、義務にはなっていない。

(4) i. m. a. は教師に対して、農場の住所を提供したり、授業コンセプトや作業冊子、ポスターなどで協力している。また、農場経営者に対しても相応の援助をしている。

問2-1 子供たちが農場に行くことは、正課になっているのか

答 農場訪問は自由参加であり、教育課程で強制はされていない。農業が授業で取り上げられるのは、主に以下の年齢で、以下の教科においてである。

一般社会 (小学校) 8~10 歳

生物学 (中学校) 11~15 歳

地理学 (中学校) 11~17 歳

問2-2 平均的には、何歳くらいの子供が、何日くらい、農場に行っているのか

答 農場訪問を行うのは、主に 8 歳から 10 歳の子供たちである。なぜならば、ドイツの教育制度では小学校 (6 歳から 10 歳) 時代の方が教師にとっても農場訪問実習の時間を取りやすいからである。この年齢より上になると、農場訪問の件数は顕著に減少する。授

業時間が長時間へと増加していくからだと思われる。

農場での滞在時間は様々で、2 時間から 12 日間である。生徒たちの大部分は、半日訪問（2 時間から 4 時間）である。最近は宿泊可能な農場も増え、子供たちが月曜日から金曜日まで農場で共に働くというケースもある。週末だけ滞在できる農場もあり、子供たちは、自己責任において動物の世話をするケースもある。これらの長期滞在は、農業で生計をたてている農場が提供するというよりは、教育施設が実施する場合が主である。

問 2－3 毎年、どのくらいの数の子供たちが、この活動によって農場に行っているのか。

答（1）この質問にお答えするのはとても難しい。なぜならば、ドイツでは数多くの組織がこのプロジェクトに参加しており、農場と学校および教師が直接交渉し、実施する場が多いからである。

（2）i. m. a. 会員を通して 2000 ヶ所ほどの農場が開放されているが、これらの農場には年間約 50 万人の生徒が訪れている。

問 3－1 貴団体では、子供たちに農場に行ってもらうために広報活動はしているのか。

答（1）i. m. a. は、40 年ほど前にドイツの農民により創設され、当初より教師や学校とは緊密な関係にある。約 8 万 5 千人の教師は、我々から定期的に教材を購入する。ドイツで一般社会、生物、地理を教えている大部分の教師が i. m. a. を認知している。また、教師養成の課程ですでに我々の教材を紹介している。

（2）「学びの場としての農場」に関する広報活動は、我々独自のメディア（小冊子、E メールニュースレター、インターネットなど）を使ってドイツ全土で行っている。教育学関係のメッセに出席したり、教育関連の雑誌などに公告を出したり、折込公告を入れたりしている。

（3）また、会員になっている組合組織を通して、ドイツの各地域でわれわれの活動が宣伝されている。

問 3－2 どの農場に、どのようなテーマでいけばいいか、などについて、学校側の相談を受けるといったコンサルテーションを行っているのか

答 コンサルテーションは「紹介所（注：直訳すると調整所）」で行われている。教師が i. m. a. に電話を入れると、その地域にある i. m. a. の会員組合を紹介する。地域に密着し

た現場の会員が一番よく該当するテーマに沿った農場を把握しているからである。

よく討議されるのが、ドイツ全土に渡る農場リストをインターネットで掲載してはどうか、という案であるが、手間暇がかかるわりには情報がすぐ古くなり、(的確な最新情報ではなくなるため、) 現在はそのようなリストをインターネットに掲載していない。

問 4 子供を受け入れる農家は、有料なのか。

答 訪問時間や農場主が提供する内容、農場に訪れる回数など、個々のケースによって異なる。

農場の半日訪問で、訪れる回数の少ない農場は無料である。

授業のプロジェクトとして学級のために行われる 2 時間以上の農場訪問で、(交通の便が良いなどの理由で) 来訪者も多い農場や食事が提供される農場では、ささやかな料金(約 3～7 ユーロ)を集めている。

一日 40 ユーロ(宿泊、食事、世話人込み)という金額を徴収する農場はわずかである。

問 5 BMELV は、この活動にどのように関わっているのか

答 (1) BMELV は、2001 年 11 月から 2003 年 11 月までの間、このプロジェクトを支援していた。より多くの学校の生徒が農場を訪問できるようにするためには農場と教師はどの程度の援助が必要か、を調査するためである。援助金はおおよそ 40 万ユーロであった。しかし、2003 年以降は、財政的、組織的援助は一切ない。

(2) 「学びの場としての農場」活動は、農民・農業団体により大部分が負担されている。個々のケースにおいては、寄付金や連邦、地方自治体の資金が投入されることもある。

4 一問一答

(i.m.a の活動への農家の受け止め方)

問1 i.m.a の活動について、農家の方は協力的なのか。

答 i.m.a の直接の会員は、農家の人ではなくて農業団体である。ドイツ全国の各地域にある 18 の農業連盟が会員になっていて、そこから会費が支払われる。これまでの活動に対して大きな批判がなかったと言えるのは、もし批判があれば、i.m.a は 40 年間も存続することはできなかったであろうからである。

i.m.a が心がけていることは、年に 3～4 回、その農業連盟の代表者と、このフィードバックに関して話し合いを持つことである。特に重要なのは、i.m.a はロビー団体ではないということで、農業政策に関しては何らの働きかけもしていない。あくまでも情報を提供する団体であるという i.m.a の位置を明確にした上で、農業連盟と話し合いながら、様々なことを行ってきた。したがって、これまでのところ批判を受けたことはない。

問2 ということは、農業団体が農家の意向、考え方をしっかり把握して、それを i.m.a に相談して、情報を提供されているということか。

答 (1) 18 ある全国の農業団体は、各郡ごとに支部を持っており、農家の人たちが何らかの意見、批判があると、直接その支部の方に意見が出され、その支部から各州ごとの農業連盟に意見が行って、そこから i.m.a の方に反映されてきている。これまでのところ批判は、そういう意味ではなかったということである。

(2) ドイツにおいても、農場の規模が大規模化してくると、規模が大きくなるにつれて農業連盟への加入金、分担金が多くなるので、それを支払いたくないために脱退するという農家も増えてきているが、実際には、そうした分担金の金額は減ってはいない。

なお、連邦州の中で、唯一、バイエルン州だけは、農家は必ず農業連盟に加入しなくてはならないことになっている。

問3 思想的に農業団体と相容れないという人はいないのか。

答 いない。そういった農業連盟の組織自体は、郡レベル、州レベル、それから実際の農家の人たちが理事会のメンバーになっていたりするので、非常に民主的に構成されている。農家の人たちが農業連盟から脱退するというような意見は、聞かれない。

i.m.a 自体は小さい組織なので、存続していくためには、できるだけ農家の人たちの意見を反映させるような情報活動、広報活動を行っていかなければならない。

(農場経営者に対する支援)

問4 i.m.a では、学校の生徒を受け入れてくれる農場経営者に対して相応の援助をしているということであるが、どんなことをしているのか。

答(1) i.m.a に関連がある、学校の生徒を受け入れてくれる農家は、全国で約 2000 軒ある。その人たちに対しては、学校の生徒を受け入れる際に、生徒用の背景資料を渡しているほか、月に一度、Eメール形式でニュースレターを出しているし、年に4回、パンフレットで「学びの場としての農場」についてニュースを出している。

(2) 特に情報の中でも、学校の生徒を受け入れる農場というのは、「来てもらうのはいいのだが、こういった情報を提供すればいいのだろうか」ということがよく分からない場合がある。そうした場合、例えば、実際に生徒を受け入れた他の農家の事例や、こういったことをしてはどうだろうかといったアイデアを渡してあげる、といったような仲介者の役割も i.m.a はやっている。

(けがなどへの対応)

問5 日本では、学校の生徒を農場に受け入れ、生徒がけが等をした場合、父兄から、その農家に賠償を求めるとか、文句を言うということがあるので、農家の方が嫌がるということがあるが、ドイツではどうか。

答(1) これまでのところ、事故が起きたことはない。

まず第一に農場は、学校の生徒を受け入れる安全体制の前に、農作業をするに対して安全でなければならない。学校の生徒を受け入れる、受け入れないにかかわらず、しっかり檻が作ってあったりして、農作業をする際の安全に関して特定の検査機関で検査された安全なところでなければならない。

2 番目としては、農家の人たちは学校の生徒を受け入れるとき、生徒に対して「こういうことをしてはいけない」「こういうことは許される」という指示を最初に与える。

3 番目に、農家の人たちは、責任保険を締結している。何か起こったら保険会社の方で払ってもらうことになる。

これらに加えて、訪問する生徒の中に動物アレルギーがいなかどうかといった情報は、学校の生徒を受け入れる前に、事前にキャッチすることが必要になる。

(2) 責任保険は、学校の時間内に訪れるか、時間外に訪れるかによって違う。学校の授業時間外に訪れる場合には農家の人が掛けている民間の保険(学校の生徒を受け入れるからという民間保険ではなくて、一般の農家の人たちが掛ける民間の責任保険の枠の中の一環)が関係してくるし、学校の時間内であれば学校の責任保険の枠になる。

例えば、学校の生徒が来て、もし何か事故が起こったりしたときや、あるいは逆に学校の生徒が農機具を壊してしまったときにも、その民間の保険というのは非常に有効である。したがってその民間保険を締結するときに、「私どもの農家では定期的に学校の生徒を受け入れている」と言ったら、保険会社によってはそれによって微々たるものであるが保険料を上げるところもあるし、「別にこの保険料で構いません」というところもある。

問6 日本では、例えば、牛に噛まれたとか、泥だらけの所に行って転んでけがをしたというようなことで親からクレームが来て、それで嫌になって農家が生徒の受け入れをやめてしまう、ということが少なくないのであるが、そういうことはドイツではないのか。

答 ドイツの場合には全くそういうことはない。

もし農場のぬかるみで転んでも、農場だけではなくて一般の道路でもぬかるみで転ぶということはあるわけで、それは個人の責任である。それから、牛に噛まれるということは、一般の道路上で犬に触って噛まれるのと同じで、それも個人の責任であるから、それに対して農家の人たちが特に責任を負うということは、ドイツの法律上では考えられない。

(子供たちへのインパクト)

問7 「学びの場としての農場」の実施は、子供たちにどのようなインパクトを与えているのか。

答 (1) それは、それぞれの年代により、またプロジェクトによって違うが、幼稚園児に関しては、何かを学ぶということではなくて、単に農家に行って非常に良い、ポジティブな経験をしてもらう、ということがまず第一義的な目的である。したがって、普段の生活ではできないこと、例えば、子牛に触ったり、アヒルを檻に入れたりしてもらえば、それだけでも十分意味はあるし、もし、牛乳や卵がどこから来るのか、牛乳はテトラパックが作ってくれるわけではなく、実際には乳牛から出てくるものだということなどを学んでもらえれば、それで成功したということができる。

(2) テーマを決めて行うプロジェクトもある。例えば「農薬」というテーマの場合には、春から秋にかけての半年間にわたって、てん菜（ビート）農家に行き、除草剤を使わないために生えた雑草を生徒達に自分達でとらせ、その後で、農家の人たちが生徒に対して「除草剤を使うと雑草がなくなって、雑草を抜かなくて済むが、それよりも、このように労力を使って雑草を取った方がいいか、君たちはどちらを選ぶか？」というような聞き方をして考えさせるというプロジェクトもある。

(3) また、自分たちが実際に口にするものの元の姿はどのようなものかということを知らない子供たちが多いので、例えばポップコーンは、その状態で生えているのではなく、トウモロコシから出来るのだということを、実際に見て子供たちに初めて分かってもらうとか、ココアが実際にはカカオ豆からできるのだということも知らない子供たちに、そういったことを教えてあげる、というプロジェクトもある。

(教育学関係のメッセとの関連)

問8 i.m.a では、「教育学関係のメッセ」に参加しているとのことだが、どういうことなのか。

答 (1) i.m.a が行く見本市 (メッセ ; Messe) は2カ所ある。

一つ目は、毎年1月上旬にベルリンで行われる「国際みどりの週間 (Internationale Grüne Woche Berlin)」である。このメッセは、消費者向けの、一般的な農業関係のものである。

(注)「国際みどりの週間」について

国際みどりの週間は、ベルリンで毎年開催される農業の国際見本市で、農業を体験できる大々的な設備が設置される。「グリーンメッセ」とも言われる。

主催者は、以下の4団体が中心となっており、それぞれ、農業を体験できるように、プログラムの企画や出版物の推薦を行っている。

① ドイツ農民連盟 ; Deutscher Bauernverband (DBV)

* 農業関連のドイツ最大の組織。農業に従事する38万事業体の約90%がドイツ農民連盟のメンバーである。

② 持続的農業促進連合 ; Fördergemeinschaft Nachhaltige Landwirtschaft (FNL)

* 有力な農業組織、農業企業の組織、農業関連の組織が加盟する団体。代表は、ドイツ農民連盟の代表になっている。

③ ドイツ農業中央マーケティング協会 ; Centrale Marketing-Gesellschaft der deutschen Agrarwirtschaft mbH (CMA)

* 農業製品の宣伝を行い、食品の製造過程や使用法に関する情報を伝達する団体

④ i. m. a.

(2) 2番目が教育関係のメッセで、これは、教科書とか、授業で使ういろいろな教材を展示して、新しい傾向は何かを出すものである。教習 (Didact) という感じのもので、年に一度、ケルン、シュトゥットガルト、ハノーバーの3つの都市で交代で行われる。そこに i.m.a が準備している資料、すなわち学校で使う授業用に用意しているものや、穀類の種子を展示し、またそれを大きなジュートの袋に入れておいて、学校の先生が来

たら渡したりしている。前は、特に学校の昼食のときに飲む牛乳の自動販売機を農家の人たちが作って、牛乳を新鮮に飲める機械を出したこともある。

問 9 日本では、教育関係の人たちと農業関係の人たちは、スムーズに交流ができていないのであるが、ドイツではスムーズにいつているか。そのために何か努力しているのか。

答 やはりドイツでも、うまくいつているとは決して言えない。これはあくまでも各先生方が農業に対してどういつた感じを持いつているか、あるいは、農家の人たちが学校の生徒を受け入れて、それを非常に楽しいと思いつているかどうか、にもよる。ケースごとに違いつている。

例えば、単に農場に生徒を連れていけば、生徒は農業について非常に多くのことを学ぶのではないかという大きな期待を持ちすぎて、結局あまり収穫がなかった、と言いつて不満を言う先生もいつし、あるいは、単に自分が授業をしたくないので、生徒を農場に連れていつて自由にさせるという先生もいつる。以前には、農家の人が、小学校3年生（8～9歳）の子供たちに対して、ドイツの農業問題を延々と論じたこともある。要は、先生によつて、あるいは農家の人によつて、コンタクトがうまくいくかどうかは違いつてくる、ということである。

問 10 教育学関係のメッセでも、i.m.a のような団体の参加を快く引き受けてくれるのか。

答 教習（Didact）のような見本市の場合は、農業関係であろうがあるまいが、とにかく出展してくれれば利益になるので、i.m.a が出展することに関しては全く異議はない。スペースを借りて、とにかく参加して、常時コンタクトのある8万5000人位の学校の先生たちに、「今度 Didact に出展する。スタンドに来てくれれば、いろいろなことが学べる」といつような宣伝をする。例えば前回の Didact では、パンフレットだけで6万冊ぐらい配り、ポスターだけで3万5000枚作成した。、ポスターは、先生1人につき1枚しか渡していなかったなので、3万5000人の人たちがこれを持いつていつたことになる。

学校の先生にとっては、自分たちで資料を用意する必要がないので非常に助かるわけで、それを学校の先生たちは非常に有益に思いつているようであるし、i.m.a にとっては先生がそれを使用してくれるということは、自分たちが意図している情報を子供たちに伝えてくれるというメリットがある。

（連絡先）

問 11 農場を紹介してくれるシステムでは、現場の会員が一番よく該当するテーマに沿つた農場を把握しているということとはよく分かるが、そもそも子供たちを農場に連れていきたいといいつき、どこにコンタクトをすればよいのか。

答 まず、長年同じような農場を訪問している先生にとっては全然問題なく、毎年同じところに電話をする。新しく農場に連れていきたいという先生の場合には、一番いいのは郡単位の各支部、すなわち、農業連盟、農協の郡支部に連絡し、農場に子供たちを連れていってどういうことをしたいのかという先生の希望を話せば、その地区の農場を一番知っているのは農業連盟の郡支部なので、それだったらこの地区にあるこの農場がいいだろうという選択をし、アレンジをする。農場を訪問する、農場を探索するというパンフレットには、農業連盟の郡支部の電話番号が記されている。

問 12 新たに先生になる人たちは、こういうものがちゃんと用意されているということをどこで学んでいるのか。

答 ドイツの場合、大学卒業後の教育実習が2年間ある。その期間に学校の先生からそれまでの経験などを学ぶ人もいるし、2年の間にはセミナーにも参加するので、そのセミナーに対しては i.m.a でそのような情報を提供している。また、各学校の先生たちが自分たちの教材はどのようなものがあるか、インターネット上で意見交換する場があり、そこにも i.m.a の教材を出している。

(給食における地産地消)

問 13 今、日本では、地元のものを食べようということで給食に地元のものを使うということを盛んにやろうとしているが、そういう運動はドイツでやっているのか。

答 ドイツの場合、これまでは午後1時で授業が終了し、昼食は家でとるのが普通だったので、給食というシステムは一般に広まっていない。しかしながら、最近、やはり4時位まで授業をするべきだという意見が多くなって、昼食を学校で出して、生徒は4時ぐらいまでいるという学校も増えてきているが、そういった昼食を提供する学校の1人1食当たりの予算は1ユーロ 50～80 セント(約 200～300 円)ぐらいで、とても地元のものを出すという状況にはない。単にもう既に出来上がっている豚カツを揚げたり、あるいはサラダを洗って出す程度で、地元の食事を出すというところまではまだっていない。地元の乳牛農家の牛乳を提供するということは可能性としてあるが、地元産の食材を使うという可能性は今後とも極めて低い。

(今後の展望)

問 14 今後 i.m.a がやりたいと考えている事業があれば、教えていただきたい。

答 前回2年間にわたって、BMELV のプロジェクトとして「学びの場としての農場」を行ってから、この分野に関して非常に一般的なインパクトが強くなった。特に教育・研

究省 (Bundesministerium für Bildung und Forschung : BMBF)や、あるいは一般の農家の人たちの中にも、自分たちもやってみたいという人が増えてきたのは確かである。BMBF も興味を示したということで、i.m.a では、将来的には学校の生徒が少なくとも一度は農場を訪れるということを義務化できれば、という目標を立てて、いろいろ働きかけている。

もう一つは、農家の人たちに対しての教育である。トレーニングを徹底して、農家の人たちが農場に来た学校の生徒に対して、非常に良い学びの場を提供するような、そういった教育学習の場を、農家の人たちに提供していければと思っている。

(農家の子供たちへの期待)

問 15 農家の人たちは、子供たちを受け入れるときにどういうことを期待して、あるいはコンセプトとして持って受け入れているのか。

答 確かに理想を持って学校の子供たちを受け入れている農家の人たちもいるが、多くは実際の農業というものを見て、経験してもらって、その上で農業に対する理解を深めてもらうというのが重要な目的である。自分たちが食べている食べ物がどこから来るのかということを知ってもらうこと、ひいてはそれによって農業に対しての理解を深めてもらうことが農業が存続していくために重要なことであると考えている農家が多い。

一方で、特に都市周辺の地域では、1人当たり5～7ユーロという料金をとり、農家にとっての重要な収入源と考えている農家もある。i.m.a としては、そういった農家には批判的であり、それは実際の農場というよりは、単に見せる、言わばサーカスと同じようなものではないかと思っている。それでも引き受けてくれるということでそのまま容認はしているが、そういった状況がどんどん広まるのはあまり歓迎する傾向ではない。

(参考) 農場体験の例；農場での一日体験

対象：小学生（ドイツでは6歳から4年間の基礎課程）全学年

目的：農場での日常を体験

場所：農場

(1) 学校での予習

- ① 授業中に生徒の期待感をチェックし、生徒からの質問を収集。

農場で体験できるアクティビティについて先生が説明。

保護者宛に農場見学の通知を送付。

- ② 「農場」に関しての絵本や資料を参考に勉強。

農場訪問した際の一日の予定を説明。

作業のグループ分けも決定。

(2) 農場での一日

10:25	到着、挨拶
10:30～11:30	農場や畑を散策 栽培されている果物を学習 生垣の大切さを学ぶ（侵食防止、品種の多様性） 動物とふれあう
11:30～12:30	グループ別；台所で食事の準備 雌牛に草を与える、品種を学習 子牛に水を飲ます、バケツを洗う 鶏にえさをやり、バケツを拾い集める グリルの準備をし、火をおこす
12:30～13:30	全員で昼食：ソーセージをグリルする 食器洗い、バーベキューの片付け
13:30～15:00	若い生垣を「救助」する 若草にスペースを与える (生い茂る草を踏みつぶしたり、草むしりする)
15:00～15:30	おやつ、遊び 農場主のインタビュー
15:30～16:30	ジャガイモ畑の雑草ぬき コロラドかぶと虫（ジャガイモの害虫）をさがす
16:30～17:00	グループ別：若い家畜には寝わらを敷き、餌をやる

雌牛に干草をやる

家畜小屋の掃除を見守る

17:00

お別れ、帰宅

(3) 学校での復習

- ① 農場から持ち帰ったクリーム（乳脂；6リットルの牛乳から手や機械を使ってすくい取ったもの）を学校で授業中にバターへと加工。

みんなで一緒に朝食の時間に味わう。

- ② 農場の絵を描きながら、生徒から湧き上がる質問に返答。

農場で農場主にした質問やその返答を評価。

農場での仕事を撮影した一般ビデオを見ながら生徒は自分の体験と比較。

(4) 備考

- ① 農場体験のプログラムの中には、普段、農家で日常的に行われていない項目は入っていない。

例えば、バターを作ったり、手で乳搾りをしたりなどの作業を体験する。

- ② 生徒は安全性の確保された、知識として理解できる範囲のことを学ぶ。

なるべく、多くの作業を体験させると同時に農場主からその作業について必要な説明を受ける。

- ③ 先生の意見では、生徒たちに前日の体験をより印象深くするために、本やビデオが有意義であったようである。